

職員の給与等に関する報告、勧告及び意見

平成29年10月

埼玉県人事委員会

平成29年人事委員会勧告に当たって（談話）

平成29年10月19日
埼玉県人事委員会
委員長 馬橋隆紀

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告、勧告及び意見の申出を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与を確保する機能を有するものです。

本委員会は、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、本年4月分の月例給については、職員給与が民間給与を949円（0.24%）下回る結果となりました。そのため、若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含めて給料表の水準を引き上げるとともに、地域手当の支給割合を引き上げることとしました。

また、特別給（ボーナス）についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、年間4.40月分に引き上げることとしました。

月例給と特別給の引上げは4年連続となります。公務を取り巻く環境が厳しさを増す中で、高い使命感を持って職務に精励する職員の皆さんにとって、この改定が士気の一層の向上につながることを期待します。

このほか、職員が原子力災害時の被災者支援活動を円滑に実施できるよう、東日本大震災以外の災害に対処するための特殊勤務手当を措置することについて意見を申し出ました。

さらに、優秀で多彩な人材の確保や女性職員の活躍しやすい環境づくり等、全ての職員がその能力を最大限発揮するための諸課題とともに、多様で柔軟な働き方を可能にする働き方改革の推進等について報告を行いました。

職員の皆さんにあっては、常に県民からの信頼に応えるべく、より高い倫理観を持って職務に邁進されることを切に望みます。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本勧告等に述べた内容について、必要な措置をとられるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の概要

平成 29 年 10 月 19 日
埼玉県人事委員会

- ◎ 本年の職員及び民間の給与調査の結果、職員給与が民間給与を下回ることから、月例給、特別給（ボーナス）ともに引き上げる（月例給、特別給ともに引上げとなるのは4年連続）

1 本年の給与改定

(1) 月例給：引上げ改定

- 本年4月分の職員給与と民間給与について、役職・学歴・年齢を同じくする者同士をラスパイレス方式により精密に比較

民間給与 A	職員給与 B	較 差	
		A - B	(A - B) / B × 100
393,661 円	392,712 円	949 円	0.24%

職員の平均年齢:43.4 歳、平均経験年数:21.3 年

- 給料表は、初任給及び若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含めて引上げ併せて、地域手当の支給割合を引上げ（9.7% → 9.8%）

(2) 特別給：引上げ改定

- 昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合と職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.40 月	4.30 月

- 民間の年間支給割合に見合うように、年間支給月数を0.1月分引上げ（年間4.30月 → 4.40月）
- 引上げ分は勤勉手当に配分

2 東日本大震災以外の災害に対処するための特殊勤務手当

- 職員が原子力災害時の被災者支援活動を円滑に実施できるよう、国の改正内容等を踏まえ、1日につき4万円を超えない範囲内の額の特殊勤務手当を支給するために必要な措置を講ずることが適当

3 その他

(1) 人材の確保

- 人材の確保が引き続き厳しい中、受験準備の負担軽減を図った新方式の職員採用試験は今後も実施。職員採用試験説明会など情報発信の在り方について今後検討

(2) 女性職員の活躍しやすい環境づくり

- キャリア形成に資する計画的な人事異動や研修の充実などの様々な取組を着実に実行し、女性職員が活躍しやすい環境づくりを推進することが極めて重要

(3) 働き方改革の推進

- フレックスタイム制やサテライト勤務など多様で柔軟な働き方を実現するために、職員が制度を利用しやすい職場環境を整備することが重要

【参考】

職員給与

- ・ 勧告対象職員は知事部局、警察本部、教育委員会の職員 54,228 人
- ・ 4月1日現在の在職者の給与等について調査

民間給与

- ・ 企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の埼玉県内の事業所 2,261 事業所から無作為に抽出した 481 事業所を対象として、実地調査（調査完了率：88.1%）
- ・ 常勤の従業員の本年 4 月分給与等や給与制度について調査

給与制度の総合的見直し（平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月まで）

- ・ 給与制度の総合的見直しは、世代間の給与配分の見直しを含め、平成 27 年度に給料表の水準を引き下げるとともに、地域手当の支給割合を段階的に引き上げるもの
- ・ 平成 30 年 4 月からは地域手当の支給割合が条例に規定されているとおり、埼玉県の区域に在勤する職員については 10%となる



人委第450号

平成29年10月19日

埼玉県議会議長 小林哲也様

埼玉県知事 上田清司様

埼玉県人事委員会

委員長 馬橋隆紀

職員の給与等に関する報告、勧告及び意見について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告し、別紙第3のとおり意見を申し出ます。

また、同法第8条の規定に基づき、人事管理について別紙第4のとおり報告します。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方	1
公民給与較差に基づく給与改定	
1 職員の給与の状況	2
(1) 職員の構成	
(2) 平均給与月額	
2 民間給与等の調査	3
(1) 最近の賃金情勢等	
ア 民間賃金の動向	
イ 物価及び生計費	
ウ 雇用情勢	
(2) 職種別民間給与実態調査の結果	
ア 調査の方法及び内容	
イ 職種別給与	
ウ 初任給の改定状況	
エ 給与改定の状況	
3 職員給与と民間給与との比較	6
(1) 月例給	
(2) 特別給	
4 人事院の報告及び勧告における国の改定状況	7
5 本年の給与改定	8
(1) 給与改定の基本方針	
(2) 給与改定の内容	
ア 給料表	
イ 初任給調整手当	
ウ 地域手当	
エ 期末手当・勤勉手当	
給与制度の総合的見直し	10
給与制度の改正等	
1 人事評価の給与への反映	10
2 教育職員の給与	10
3 東日本大震災以外の災害に対処するための特殊勤務手当	11

勧告実施の要請	11
別紙第2 勧告	12
別紙第3 意見	45
別紙第4 人事管理に関する報告（意見）	
はじめに	46
主な課題と具体的方向	
1 人材の確保、育成及び活用	47
(1) 人材の確保	
(2) 能力・実績に基づく人事管理の徹底	
(3) 女性職員の活躍しやすい環境づくり	
(4) 高齢層職員の能力及び経験の活用	
(5) 改正法に基づく地方公務員制度の適切な運用	
2 勤務環境等の整備	51
(1) 働き方改革の推進	
ア ワークライフバランスの推進	
イ 多様で柔軟な働き方の実現	
ウ 職員の意識改革と業務マネジメントの徹底	
(2) 働きやすい職場づくり	
ア 職員の健康管理	
イ ハラスメントの防止	
ウ 学校現場における教職員の負担軽減	
(3) 公務員倫理の徹底	

職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方

我が国の経済情勢は、本年 9 月の月例経済報告（内閣府）によると、景気は緩やかな回復基調が続き、個人消費は緩やかに持ち直している。また、雇用情勢や所得環境も改善が続いており、民間企業の春季賃金改定においても、引き続き賃金の引上げを図る傾向が認められた。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、その給与は、生計費、国や他の地方公共団体の職員及び民間企業の従業員の給与等の事情を考慮して定めなければならないものとされている。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与の確保が必要である中で、公務においては市場原理に基づく給与の決定は困難であるため、労使交渉等によってその時々々の経済、雇用情勢等を反映して決定される民間企業の従業員の給与水準に合わせていくことが最も合理的と考えられるからである。また、民間準拠を基本として公務員給与を決定することは、広く納税者である県民の理解と職員の納得を得られるものであると考える。

本委員会においても、こうした基本的な考え方の下、職員及び県内の民間事業所の従業員の給与等の実態を精緻に調査した上で、国や他の地方公共団体の状況等を踏まえ、職員の給与について、様々な角度から検討を行った。

その結果、次のとおり報告、勧告及び意見の申出を行うものである。

公民給与較差に基づく給与改定

1 職員の給与の状況

本委員会が実施した「平成29年職員給与実態調査」の概要は次のとおりである。

(1) 職員の構成

本年4月の職員の総数は前年比4,195人減の54,228人となっている。減少の主な理由は、県費負担教職員の給与負担がさいたま市に権限移譲されたことにより教職員が減少したためである。職員は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、研究職、医療職、教育職、学校栄養職及び事務職の7種10給料表並びに特定任期付職員の給料表の適用を受けている。これらの職員の学歴別人員構成比は大学卒76.7%、短大卒7.6%、高校卒15.6%、中学卒0.1%となっており、性別人員構成比は男性60.8%、女性39.2%となっている。

(参考資料第1表)

(2) 平均給与月額

本年4月の民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員は8,043人であり、平均年齢は43.4歳、平均給与月額(給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当等の合計額)は392,712円となっている。

(参考資料第2表)

また、教員、警察官及び医師等を含めた職員全体の平均年齢は40.8歳、平均給与月額は400,955円となっている。

(参考資料第3表)

2 民間給与等の調査

(1) 最近の賃金情勢等

ア 民間賃金の動向

「毎月勤労統計調査地方調査」(県統計課、事業所規模30人以上)によると、本年4月の常用労働者(パートタイム労働者を含む。)の所定内給与は、昨年4月と比べて1.4%増加している。

(参考資料第24表)

イ 物価及び生計費

本年4月のさいたま市の消費者物価指数(県統計課)は、昨年4月と比べて0.3%上昇している。

本委員会が「家計調査」(総務省)を基礎として算定した、本年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ235,460円、282,520円及び329,610円となっている。また、「全国消費実態調査」(同省)を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、160,080円となっている。

(参考資料第23表・第24表)

ウ 雇用情勢

「労働市場ニュース」(埼玉労働局)によると、本年4月の本県の有効求人倍率、新規求人倍率(いずれも就業地別、季節調整値)は、それぞれ1.38倍(昨年1.19倍)、2.13倍(同1.87倍)となっている。

有効求人数、新規求人数は、前年同月比でそれぞれ13.2%、11.3%増加している。

(2) 職種別民間給与実態調査の結果

本委員会が実施した「平成29年職種別民間給与実態調査」の概要は次のとおりである。

ア 調査の方法及び内容

本委員会は、職員給与と民間給与とのラスパイレス方式による精密な比較を行うため、人事院及びさいたま市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,261(母集団事業所)のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した481の事業所について実地調査を行った。

この調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係職種及びその他の職種である研究員、医師等の職種の合計76職種、15,965人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。また、各民間企業における給与改定の状況等についても調査した。

本年の調査完了率は、各民間事業所の協力を得て、88.1%という高い水準であり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況が反映されたものといえる。

(参考資料第10表)

イ 職種別給与

本年4月現在の職種別の初任給及び給与額等は、それぞれ参考資料第11表及び第12表のとおりとなっている。

ウ 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で24.4%、高校卒で15.7%となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大

学卒で39.3%（昨年30.8%）、高校卒で35.3%（同32.4%）となっており、昨年と比べてそれぞれ8.5ポイント、2.9ポイント増加している。

（参考資料第13表）

エ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）については33.4%（昨年33.3%）、管理職（課長級）については24.6%（同27.8%）となっており、昨年と比べてそれぞれ0.1ポイント増加、3.2ポイント減少している。

一方、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）については92.0%（昨年88.8%）、管理職（課長級）については77.9%（同78.2%）となっている。また、昇給額を昨年と比べて増額した事業所の割合は、それぞれ27.8%（昨年27.9%）、23.3%（同24.1%）となっている。

（参考資料第14表・第15表）

3 職員給与と民間給与との比較

本年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間にあつてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較した。

その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均949円(0.24%)下回っていた。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 A	職員給与 B	較 差	
		A - B	$\frac{A - B}{B} \times 100$
393,661円	392,712円	949円	0.24%

(注) 民間給与、職員給与ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.40月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数(4.30月)が民間の特別給の年間支給割合を下回っていた。

(参考資料第19表)

職員の期末手当・勤勉手当と民間の特別給の支給状況

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.40月	4.30月

4 人事院の報告及び勧告における国の改定状況

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告するとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

本年の給与改定は、民間の賃金引上げの動きを反映して、4年連続で月例給、特別給をともに引き上げる内容となった。月例給については、初任給をはじめ若年層に重点を置いて俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、本府省業務調整手当の引上げの一部を本年4月に遡及して実施することとしている。特別給については、期末手当・勤勉手当の支給月数を年間で0.1月分引き上げることとしている。併せて医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から初任給調整手当を引き上げることとしている。

また、平成30年度においては、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の引上げを行うほか、俸給表水準の引下げの際に講じた経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとしている。

(参考資料第22表)

5 本年の給与改定

職員の給与の実態並びに職員の給与を決定するための基本的要素となる民間給与、生計費及び人事院勧告等の状況は、以上のとおりである。

これらを総合的に勘案した結果、職員の給与改定について以下のとおり報告する。

(1) 給与改定の基本方針

前記3のとおり、本年4月の時点で、月例給については職員給与が民間給与を949円(0.24%)下回るとともに、特別給についても職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ることが判明した。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会としては、民間給与との均衡を図るため、月例給及び特別給について引上げ改定を行うことが適当であると判断した。

月例給については、基本的な給与である給料月額及び地域手当の改定を行うこととした。改定に当たっては、給与制度の総合的見直しにより、平成27年4月に実施された給料表水準の引下げに伴う経過措置額を支給されている職員の大半が、給料表の引上げ改定を行っても実際にはそれに見合う額が支給されないこと、地域手当の段階的引上げを進めていることなどを考慮した。

特別給については、本年の職種別民間給与実態調査の結果に基づき、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう引き上げることとした。

なお、月例給の改定については、本年4月時点の比較に基づき、職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

(2) 給与改定の内容

ア 給料表

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、初任給を中心に若年層に重点を置いて引上げ改定を行うとともに、その他についても引上げ改定を行う。再任用職員及び再任用学校職員（以下「再任用職員等」という。）の給料月額についても、この取扱いに準じて改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う。

イ 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当については、支給月額の限度を引き上げる。

ウ 地域手当

地域手当については、公民較差の状況等を考慮し、支給割合を引き上げる。引上げ後の地域手当の支給割合については、次表に示すとおりとする。

引上げ後の地域手当の支給割合

職 員	支給割合
埼玉県の区域に在勤する職員	9.8%
東京都の特別区に在勤する職員	12.8%

エ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、支給月数を0.1月分引き上げる。支給月数の引上げ分については、勤勉手当に割り振ることとする。

また、再任用職員等の勤勉手当、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げる。

給与制度の総合的見直し

人事院は、国家公務員給与の諸課題に対応するため、平成26年に給与制度の総合的見直しについて勧告し、国においては、平成27年4月から俸給表水準の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等が段階的に実施されているところである。

本県においても、給与制度の総合的見直しを平成27年4月から平成30年3月までの3年間で段階的に実施してきた。そのため、平成30年4月からは地域手当の支給割合が条例に規定されているとおり、埼玉県の実況に在勤する職員については10%となる。

給与制度の改正等

1 人事評価の給与への反映

適正な評価に基づき、職員の能力や実績を給与に反映させていくことは、個々の職員が高い士気を確保しつつ、公務能率を増進していくために必要である。

本県においては、昨年4月から改正地方公務員法が施行されたことを踏まえ、人事評価を基礎とした能力・実績に基づく人事管理の徹底を図り、人事評価の給与への反映を順次拡大しているところである。

今後とも、再任用職員等を含めた職員に対する人事評価の的確な給与への反映について、適切な運用を図っていくことが重要である。

2 教育職員の給与

教育職員の給与については、中央教育審議会の答申において、教員給与にメリハリを付けるという方向性が示され、その実施が図られているところである。本県ではこれまで、国の方針を踏まえつつ、本県の実情に応じて適宜

見直しを行ってきている。

国においては、本年、メリハリある給与体系の推進や部活動指導に対する教員の負担の実態等を考慮し、教員特殊業務手当について予算上の見直しを行うこととした。

本県においても、教育職員の給与の適切な見直しに向けた検討を進めていく必要がある。

3 東日本大震災以外の災害に対処するための特殊勤務手当

国においては、平成23年の東日本大震災の発生に伴い、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺区域での業務を行う職員に対し、特殊勤務手当を支給するための特例規則を制定した。また、本年、東日本大震災以外の特定大規模災害等にも対処できるよう同規則の一部改正を行った。

本県においても、国の改正内容等を踏まえ、職員が原子力災害時の被災者支援活動を円滑に実施できるよう必要な措置を講ずることが適当である。

勧告実施の要請

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するため、月例給及び特別給を引き上げる内容となった。

民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、その努力や成果に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、県行政の公正かつ能率的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告のとおり実施されるよう要請する。併せて別紙第3の意見について、必要な措置をとられるよう要請する。

勸 告

職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）の適用を受ける職員の給与について、次のように勧告する。

1 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額
の限度を308,300円とすること。

(イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支
給月額
の限度を50,700円とすること。

イ 勤勉手当について

(ア) 平成29年12月期の支給割合

a b以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員及び再任用学校職員にあっては、0.45月分）とすること。

b 特定幹部職員及び教育四級職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員及び再任用学校職員にあっては、0.55月分）とすること。

(1) 平成30年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分（再任用職員及び再任用学校職員にあっては、それぞれ0.425月分）とすること。

b 特定幹部職員及び教育四級職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員及び再任用学校職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成29年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成30年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成29年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成30年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては平成29年12月1日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成30年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200		
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900			
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200			
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600			
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900			
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200			
	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500			
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700				
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000				
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300				
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600				
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900				
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200				
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500				
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				
	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
	76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
	77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
	78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
	79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
	80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				
	81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				
	82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				
	83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600					

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
	86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
	87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
	88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					
	89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600					
	90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900					
	91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200					
	92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400					
	93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600					
	94		294,400	342,200							
	95		294,800	342,700							
	96		295,200	343,100							
	97		295,400	343,200							
	98		295,700	343,700							
	99		296,100	344,100							
	100		296,500	344,400							
	101		296,700	344,700							
	102		297,000	345,100							
	103		297,400	345,500							
	104		297,700	345,900							
	105		297,900	346,400							
	106		298,200	346,800							
	107		298,600	347,200							
	108		298,900	347,600							
	109		299,100	348,100							
	110		299,500	348,500							
	111		299,900	348,800							
	112		300,200	349,100							
	113		300,300	349,600							
	114		300,600								
	115		300,900								
	116		301,300								
	117		301,500								
	118		301,700								
	119		302,000								
	120		302,300								
	121		302,700								
	122		302,900								
	123		303,200								
	124		303,500								
	125		303,800								
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条第1項及び附則第5項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	346,800	381,300	422,400
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000
	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200
	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800
	10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500
	11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100
	12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700
	13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800
	14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400
	15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200
	16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000
	17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600
	18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400
	19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200
	20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900
	21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500
	22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200
	23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800
	24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600
	25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100
	26	214,300	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500
	27	216,100	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000
	28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300
	29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500
	30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200
	31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	406,800	434,100	468,900
	32	225,100	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600
	33	226,800	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	410,200	437,100	470,100
	34	228,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	411,700	438,800	470,900
	35	230,200	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	413,300	440,500	471,600
	36	231,900	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	414,800	442,100	472,200
	37	233,300	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	416,100	443,500	472,500
	38	235,100	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	417,600	444,200	473,100
	39	236,900	251,000	266,700	309,600	369,900	395,200	419,100	444,900	473,600
	40	238,700	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	420,600	445,600	474,100
	41	240,100	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	422,100	446,000	474,600
	42	241,500	254,600	270,300	314,900	376,000	398,900	423,400	446,600	475,000
	43	242,800	255,700	271,600	316,800	378,100	399,900	424,700	447,300	475,400
	44	244,000	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	425,900	447,900	475,800
	45	245,300	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	426,900	448,700	476,100
	46	246,400	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	427,600	449,400	
	47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	428,400	449,900	
	48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	429,200	450,400	

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	429,700	450,900	
	50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	430,100	451,200	
	51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	430,500	451,500	
	52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	430,800	451,900	
	53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	431,100	452,300	
	54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	431,500	452,500	
	55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	431,800	452,800	
	56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	432,100	453,000	
	57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	432,400	453,400	
	58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	432,700	453,600	
	59	259,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	433,000	453,800	
	60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	433,300	454,000	
	61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	433,600	454,400	
	62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	433,900		
	63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	434,200		
	64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	434,500		
	65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	434,800		
	66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	435,100		
	67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	435,400		
	68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	435,700		
	69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900		
	70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200		
	71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500		
	72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800		
	73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000		
	74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300		
	75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600		
	76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900		
	77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100		
	78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400		
	79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300	438,700		
	80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000		
	81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200		
	82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500		
	83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400	439,800		
	84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100		
	85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300		
	86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100			
	87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400			
	88	293,800	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600			
	89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800			
	90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100			
	91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400			
	92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600			
	93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800			
	94	300,200	323,800	350,200	383,800					
	95	301,300	325,200	351,700	384,400					
	96	302,600	326,500	353,200	384,900					
	97	303,700	327,700	354,500	385,300					
	98	304,900	329,000	355,700	385,700					
	99	306,100	330,300	356,800	386,300					
	100	307,300	331,600	358,000	386,800					

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	101	308,500	333,000	359,100	387,200					
	102	309,500	333,900	360,200	387,700					
	103	310,600	335,000	361,300	388,300					
	104	311,600	336,200	362,500	388,800					
	105	312,400	337,300	363,700	389,100					
	106	313,000	338,400	364,200	389,500					
	107	313,600	339,400	364,800	390,000					
	108	314,300	340,500	365,400	390,300					
	109	314,800	341,700	366,000	390,600					
	110	315,300	342,700	366,500	391,100					
	111	315,800	343,700	367,000	391,600					
	112	316,400	344,600	367,500	392,100					
	113	317,200	345,500	367,900	392,400					
	114	317,900	346,400	368,300	392,900					
	115	318,600	347,400	368,900	393,400					
	116	319,300	348,400	369,400	393,900					
	117	319,900	349,400	369,800	394,200					
	118	320,700	349,900	370,300	394,700					
	119	321,400	350,500	370,900	395,200					
	120	322,200	351,100	371,400	395,700					
	121	322,800	351,400	371,500	396,100					
	122	323,100	351,800	372,100	396,600					
	123	323,600	352,300	372,600	397,000					
	124	324,100	352,700	373,000	397,500					
	125	324,400	353,100	373,500	397,900					
	126		353,500	374,000						
	127		354,000	374,500						
	128		354,400	375,000						
	129		354,800	375,300						
	130		355,200	375,800						
	131		355,600	376,300						
	132		356,000	376,800						
	133		356,200	377,100						
	134		356,700	377,600						
	135		357,100	378,000						
	136		357,400	378,400						
	137		357,700	378,700						
	138		358,100	379,200						
	139		358,600	379,700						
	140		359,100	380,200						
	141		359,400	380,500						
	142		359,900							
	143		360,400							
	144		360,900							
	145		361,200							
再任 用職 員		241,100	252,800	256,900	288,200	304,700	318,800	342,400	377,500	409,100

備考 この表は、警察官に適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,800	192,500	279,100	330,500	388,200
	2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,100
	3	145,100	197,500	283,900	334,900	393,800
	4	146,200	199,900	286,300	336,900	396,600
	5	147,300	202,400	288,600	338,800	398,700
	6	148,600	204,700	290,800	340,900	401,400
	7	149,900	207,000	292,800	343,000	404,100
	8	151,200	209,200	294,800	345,000	406,800
	9	152,300	211,300	296,900	346,800	409,400
	10	154,000	213,600	299,500	348,800	412,000
	11	155,600	216,100	302,100	350,900	414,700
	12	157,200	218,400	304,900	352,800	417,500
	13	158,700	220,600	307,100	354,800	420,100
	14	160,600	223,000	309,700	356,700	422,800
	15	162,500	225,400	312,200	358,500	425,600
	16	164,500	227,800	315,000	360,400	428,300
	17	166,300	230,100	317,600	362,300	430,800
	18	168,500	232,900	319,800	364,200	433,400
	19	170,700	235,800	322,000	365,900	435,900
	20	172,800	238,700	324,100	367,900	438,500
	21	175,000	241,200	326,400	369,400	441,000
	22	177,400	243,900	328,400	371,400	443,600
	23	179,700	246,400	330,400	373,200	446,200
	24	182,000	249,100	332,400	375,100	448,700
	25	184,100	251,800	334,400	376,500	450,900
	26	186,300	254,200	336,300	378,200	453,200
	27	188,400	256,500	338,100	380,100	455,700
	28	190,500	258,700	339,900	382,000	458,200
	29	192,600	261,400	341,800	383,800	460,700
	30	194,300	263,600	343,500	385,700	463,200
	31	196,100	265,500	345,000	387,600	465,700
	32	197,800	267,600	346,700	389,500	468,200
	33	199,600	269,400	348,100	391,100	470,500
	34	201,500	271,400	349,500	392,900	472,900
	35	203,400	273,500	350,800	394,500	475,300
	36	205,300	275,400	352,300	396,300	477,800
	37	207,000	277,300	353,500	397,500	480,200
	38	208,900	278,800	354,900	399,000	482,700
	39	210,800	280,000	356,200	400,400	485,100
	40	212,700	281,500	357,600	401,800	487,600
	41	214,600	282,900	358,300	403,200	489,900
	42	216,500	283,900	359,400	404,500	492,100
	43	218,400	284,900	360,600	406,000	494,300
	44	220,300	285,900	361,700	407,600	496,500

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	222,000	286,600	362,900	409,000	498,200
	46	223,900	287,800	364,100	410,200	499,700
	47	225,700	289,000	365,400	411,800	501,300
	48	227,500	290,200	366,500	413,400	502,800
	49	229,200	291,600	367,600	414,700	504,500
	50	231,000	292,900	368,900	416,100	505,900
	51	232,700	294,000	370,200	417,600	507,300
	52	234,400	295,100	371,500	419,000	508,800
	53	235,900	296,300	372,200	420,400	509,900
	54	237,700	297,500	373,200	421,800	511,100
	55	239,400	298,800	374,100	423,200	512,300
	56	241,000	299,900	375,100	424,600	513,500
	57	242,300	300,900	375,900	425,700	514,400
	58	243,500	302,000	376,700	427,000	515,400
	59	244,500	303,200	377,400	428,400	516,400
	60	245,600	304,300	378,100	429,700	517,400
	61	246,700	305,200	378,700	430,500	518,500
	62	247,800	306,300	379,400	431,400	519,400
	63	248,700	307,400	380,300	432,400	520,100
	64	249,800	308,500	381,200	433,300	520,800
	65	251,000	309,400	381,800	434,200	521,600
	66	252,100	310,500	382,600	435,000	522,400
	67	253,200	311,400	383,400	435,600	523,200
	68	254,100	312,400	384,200	436,400	524,000
	69	255,000	313,400	384,800	436,800	524,700
	70	256,400	314,400	385,500	437,400	525,500
	71	257,900	315,500	386,200	437,900	526,300
	72	259,300	316,600	386,900	438,400	527,100
	73	260,700	317,200	387,600	438,900	527,800
	74	262,100	318,200	388,200	439,500	
	75	263,500	319,300	388,800	440,000	
	76	264,600	320,400	389,500	440,500	
	77	265,700	321,500	390,200	441,000	
	78	266,900	322,500	390,800		
	79	268,200	323,400	391,400		
	80	269,300	324,300	392,000		
	81	270,600	325,400	392,600		
	82	271,900	326,200	393,200		
	83	273,200	326,900	393,800		
	84	274,400	327,700	394,400		
	85	275,500	328,200	394,900		
	86	276,600	328,700	395,400		
	87	277,900	329,200	395,900		
88	279,100	329,700	396,600			

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	280,000	330,000	397,000		
	90	281,200	330,500			
	91	282,200	331,000			
	92	283,400	331,500			
	93	284,300	331,800			
	94	285,300	332,200			
	95	286,300	332,700			
	96	287,300	333,200			
	97	287,700	333,700			
	98	288,600	334,200			
	99	289,300	334,700			
	100	290,200	335,200			
	101	291,100	335,700			
	102	291,800	336,200			
	103	292,500	336,700			
	104	293,200	337,200			
	105	293,900	337,700			
	106	294,400	338,100			
	107	294,900	338,600			
	108	295,400	339,000			
	109	295,600	339,500			
	110	296,000	339,900			
	111	296,300	340,400			
	112	296,600	340,800			
	113	296,900	341,300			
	114	297,200	341,700			
	115	297,500	342,200			
	116	297,800	342,600			
	117	298,100	343,100			
	118	298,500	343,500			
	119	298,800	343,900			
	120	299,200	344,300			
	121	299,500	344,700			
再任 用職員		217,100	258,300	283,100	325,500	384,000

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会
が定めるものに適用する。

医療職給料表
イ 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400
	3	251,400	337,700	402,500	475,600
	4	253,900	340,700	405,300	477,900
	5	256,200	343,400	408,000	480,200
	6	260,000	346,700	410,700	482,400
	7	263,800	349,800	413,500	484,600
	8	267,600	352,900	416,200	486,800
	9	271,200	355,700	418,600	488,800
	10	275,200	358,600	421,300	490,900
	11	279,200	361,700	423,900	493,000
	12	283,200	364,900	426,600	495,100
	13	287,000	367,900	429,000	497,200
	14	291,000	371,500	431,500	499,300
	15	294,900	374,700	433,900	501,400
	16	298,800	378,400	436,400	503,500
	17	302,600	382,000	438,500	505,600
	18	306,200	384,700	440,900	507,600
	19	309,700	387,500	443,200	509,600
	20	313,300	390,200	445,600	511,600
	21	316,900	393,100	447,200	513,400
	22	320,600	395,700	449,600	515,200
	23	324,100	398,300	452,000	517,100
	24	327,600	400,700	454,300	519,000
	25	331,100	402,900	456,300	520,700
	26	333,900	405,200	458,600	522,500
	27	336,500	407,400	460,800	524,300
	28	339,100	409,700	463,100	526,100
	29	341,900	412,000	465,300	527,800
	30	344,000	414,100	467,600	529,600
	31	346,200	416,100	469,900	531,400
	32	348,600	418,200	472,100	533,200
	33	350,900	420,200	474,100	534,800
	34	353,300	422,100	476,200	536,600
	35	355,500	423,900	478,300	538,300
	36	358,000	425,900	480,400	540,100
	37	360,400	427,800	482,500	541,700
	38	362,800	429,800	484,300	543,300
	39	365,200	431,800	486,100	544,700
	40	367,400	433,800	487,900	546,300
	41	369,700	435,600	489,600	547,800
	42	371,100	437,400	491,400	549,200
	43	372,600	439,100	493,200	550,600
	44	374,000	440,900	495,000	551,900
再任 用職 員以 外の 職員	45	375,300	442,800	496,600	553,100
	46	376,700	444,600	498,300	554,100
	47	378,200	446,400	500,100	555,100
	48	379,700	448,100	501,900	556,100

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	49	380,900	449,900	503,500	557,100
	50	381,900	451,600	504,800	558,000
	51	382,900	453,400	506,100	558,900
	52	383,800	455,200	507,400	559,800
	53	384,700	457,100	508,500	560,600
	54	385,600	458,300	509,800	561,500
	55	386,300	459,500	511,100	562,400
	56	387,200	460,700	512,400	563,300
	57	388,000	461,900	513,400	564,200
	58	388,900	462,900	514,200	565,100
	59	389,700	463,900	515,000	566,000
	60	390,500	464,900	515,800	566,700
	61	391,100	465,700	516,700	567,600
	62	391,600	466,400	517,500	568,500
	63	392,000	467,100	518,400	569,400
	64	392,500	467,800	519,200	570,300
	65	392,800	468,500	520,100	571,200
	66		469,200	521,000	
	67		469,900	521,700	
	68		470,600	522,600	
	69		470,900	523,500	
	70		471,600	524,300	
	71		472,300	525,200	
	72		473,000	526,100	
	73		473,400	526,900	
	74		474,000	527,800	
	75		474,700	528,700	
	76		475,400	529,400	
	77		475,800	530,200	
	78		476,400	531,100	
	79		477,000	532,000	
	80		477,500	532,900	
	81		478,100	533,700	
	82		478,600	534,600	
	83		479,100	535,500	
	84		479,600	536,400	
	85		480,000	537,200	
	86		480,600	538,100	
	87		481,000	539,000	
	88		481,500	539,900	
	89		482,000	540,700	
	90		482,600		
	91		483,200		
	92		483,600		
	93		484,100		
	94		484,700		
	95		485,300		
	96		485,900		
	97		486,400		
再任 用職 員		295,800	338,200	392,600	465,600

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700	436,800
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400	439,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000	441,900
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700	444,500
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100	446,900
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800	449,400
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400	451,900
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100	454,400
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200	456,800
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500	459,200
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700	461,800
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900	464,200
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000	466,700
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000	468,200
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000	469,500
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100	470,800
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900	472,000
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900	473,300
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800	474,600
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900	475,900
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700	477,100
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300	478,500
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900	479,900
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400	481,100
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900	482,500
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200	483,800
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500	485,200
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800	486,600
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100	488,000
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300	489,100
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500	490,200
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600	491,300
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800	492,400
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000	493,300
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200	494,200
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400	495,100

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700	496,100
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500	
	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900	
	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600	
	41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100	
	42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500	
	43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900	
	44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300	
	45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700	
	46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100	
	47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500	
	48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800	
	49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100	
	50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500	
	51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800	
	52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100	
	53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400	
	54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400		
	55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700		
	56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000		
	57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300		
	58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600		
	59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900		
	60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300		
	61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500		
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800			
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100			
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400			
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600			
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500				
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200				
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800				
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200				
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700				
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200				
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700				
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300				
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800				
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400				
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500			
	78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000			
	79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500			
	80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000			
	81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300			
	82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800			
	83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200			
	84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600			
	85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000			
	86		289,100	325,000	345,900				
	87		289,300	325,200	346,200				
	88		289,500	325,600	346,500				
	89		289,900	326,000	346,900				
	90		290,100	326,400	347,200				
	91		290,300	326,800	347,600				
	92		290,500	327,200	347,900				
	93		290,900	327,500	348,300				
	94		291,100	327,700	348,600				
	95		291,300	328,100	348,900				
	96		291,600	328,400	349,200				
	97		292,000	328,600	349,500				
	98		292,300	328,900	349,900				
	99		292,500	329,200	350,300				
	100		292,800	329,500	350,700				
	101		293,100	329,700	351,200				
	102		293,300	330,000	351,600				
	103		293,500	330,400	352,000				
	104		293,800	330,600	352,400				
	105		294,100	330,700	352,900				
	106			331,000					
	107			331,400					
	108			331,600					
	109			331,800					
	110			332,200					
	111			332,600					
	112			333,000					
	113			333,200					
再任用職員		188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600	426,100

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

八 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
	32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
	33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
	34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
	35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
	36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
	37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
	38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
	39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
	40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
	41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
	42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
	43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
	44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
	45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
	46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
	47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
	48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
	49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
	50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
	51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
	52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
	53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
	54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
	55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
	56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以外 の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
	58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
	59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
	60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	
	61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	
	62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	
	63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	
	64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	
	65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	
	66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	
	67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	
	68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	
	69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300	
	70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600		
	71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300		
	72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900		
	73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600		
	74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100		
	75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700		
	76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200		
	77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600		
	78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200		
	79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700		
	80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000		
	81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300		
	82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800		
	83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200		
	84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500		
	85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800		
	86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300		
	87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800		
	88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200		
	89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500		
	90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900		
	91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400		
	92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800		
	93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200		
	94	281,400	314,600	348,000	366,000			
	95	282,300	315,300	348,700	366,400			
	96	283,300	315,900	349,300	366,700			
	97	284,000	316,600	349,700	367,300			
	98	284,800	316,900	350,100	367,800			
	99	285,400	317,500	350,600	368,300			
	100	286,300	318,200	351,000	368,800			
	101	287,100	318,600	351,500	369,400			
	102	287,900	319,200	351,900	369,900			
	103	288,700	319,800	352,400	370,400			
	104	289,500	320,400	352,800	370,800			
	105	290,200	320,800	353,100	371,400			
	106	290,700	321,300	353,600	371,900			
	107	291,200	321,800	354,000	372,400			
	108	291,700	322,300	354,300	372,900			
	109	291,900	322,700	354,800	373,500			
	110	292,200	323,100	355,300	373,900			
	111	292,400	323,400	355,800	374,400			
	112	292,800	323,700	356,300	374,900			
	113	293,100	324,100	356,800	375,500			
	114	293,300	324,500	357,300				
	115	293,700	324,900	357,800				
	116	294,000	325,200	358,200				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	117	294,300	325,400	358,600				
	118	294,600	325,700	359,000				
	119	294,900	326,100	359,500				
	120	295,300	326,300	360,000				
	121	295,600	326,500	360,400				
	122	296,000	326,800	360,900				
	123	296,300	327,100	361,400				
	124	296,700	327,400	361,900				
	125	296,900	327,600	362,200				
	126	297,100	327,900					
	127	297,400	328,300					
	128	297,800	328,500					
	129	298,000	328,600					
	130	298,300	328,900					
	131	298,700	329,300					
	132	299,100	329,500					
	133	299,300	329,800					
	134	299,600	330,200					
	135	300,000	330,600					
	136	300,300	331,000					
	137	300,500	331,300					
	138	300,800	331,700					
	139	301,200	332,100					
	140	301,500	332,500					
	141	301,700	332,800					
	142	302,100	333,200					
	143	302,500	333,500					
	144	302,800	333,900					
	145	302,900	334,200					
	146	303,200	334,600					
	147	303,500	335,000					
	148	303,900	335,400					
	149	304,100	335,700					
	150	304,300	336,100					
	151	304,600	336,500					
	152	304,900	336,900					
	153	305,300	337,200					
	154	305,500						
	155	305,700						
	156	306,000						
	157	306,300						
	158	306,600						
	159	306,900						
	160	307,200						
	161	307,600						
	162	307,900						
	163	308,200						
	164	308,500						
	165	308,900						
	166	309,200						
	167	309,500						
	168	309,800						
	169	310,200						
再任用職員		234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800	370,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

教育職給料表
イ 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,300	200,600	261,100	329,200	416,500
	2	157,800	202,300	263,600	331,400	418,300
	3	159,300	204,000	265,900	333,700	420,100
	4	160,800	205,700	268,200	335,800	421,800
	5	162,500	207,500	270,800	338,100	423,300
	6	164,400	209,200	273,200	340,300	424,800
	7	166,200	210,900	275,400	342,600	426,700
	8	168,000	212,500	277,600	344,900	428,600
	9	169,800	214,300	279,900	346,700	430,400
	10	171,900	216,200	282,200	348,800	432,200
	11	173,900	218,100	284,600	350,900	434,100
	12	175,900	220,000	286,800	353,000	435,900
	13	177,900	221,700	289,200	355,100	437,600
	14	180,100	223,700	291,300	357,100	439,500
	15	182,300	225,700	293,200	359,100	441,300
	16	184,500	227,700	295,200	361,100	443,200
	17	186,800	229,600	297,300	362,900	444,900
	18	189,400	232,300	299,800	364,800	446,700
	19	191,900	235,000	302,300	366,600	448,500
	20	194,400	237,700	305,000	368,600	450,300
	21	196,900	240,300	307,300	370,200	451,900
	22	198,600	243,100	309,900	372,100	453,600
	23	200,300	245,700	312,200	374,000	455,500
	24	202,000	248,400	314,900	375,900	457,200
	25	203,500	250,900	317,500	377,200	458,900
	26	205,200	253,400	319,800	379,000	460,500
	27	206,900	255,900	322,200	380,800	462,100
	28	208,500	258,200	324,400	382,700	463,600
	29	210,000	260,900	326,700	384,600	465,100
	30	211,700	263,300	328,700	386,500	466,400
	31	213,400	265,500	330,900	388,400	467,700
	32	215,100	267,700	333,100	390,400	469,000
	33	216,700	269,800	335,000	392,100	470,200
	34	218,500	272,000	337,100	393,800	470,900
	35	220,300	274,200	339,200	395,400	471,600
	36	222,100	276,200	341,300	397,200	472,300
	37	223,700	278,500	343,400	398,400	472,900
	38	225,500	280,500	345,500	399,900	473,600
	39	227,300	282,400	347,700	401,300	474,300
	40	229,100	284,400	349,800	402,700	475,000
	41	230,800	286,200	351,800	404,400	475,600
	42	232,500	288,600	353,900	405,800	476,300
	43	234,100	290,900	355,800	407,100	477,000
	44	235,700	293,400	357,900	408,600	477,700
	45	237,200	295,500	359,700	410,200	478,300
	46	238,600	298,000	361,700	411,500	479,000
	47	239,900	300,300	363,700	413,000	479,700
	48	241,100	303,000	365,700	414,600	480,400
	49	242,600	305,400	367,300	416,300	481,000
	50	244,100	307,800	369,100	417,700	481,700
	51	245,300	310,300	371,000	419,300	482,400
	52	246,800	312,600	373,000	420,800	483,100
	53	248,000	314,900	374,900	422,500	483,700
	54	249,200	317,100	376,700	424,000	484,400
	55	250,600	319,200	378,500	425,600	485,100
	56	251,700	321,400	380,200	427,200	485,800

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 学校職 員以外 の学校 職員		円	円	円	円	円
	57	253,000	323,500	381,700	428,700	486,400
	58	254,100	325,600	383,300	430,200	487,100
	59	255,200	327,700	385,000	431,400	487,800
	60	256,400	329,700	386,700	432,600	488,500
	61	257,700	331,800	387,900	433,800	489,100
	62	259,000	333,900	389,300	435,100	
	63	260,400	336,100	390,700	436,400	
	64	261,500	338,300	392,000	437,600	
	65	262,800	340,100	393,400	438,800	
	66	264,300	342,300	394,600	440,000	
	67	265,800	344,300	396,000	441,200	
	68	267,500	346,500	397,400	442,400	
	69	269,000	348,300	398,700	443,600	
	70	270,400	350,200	400,000	444,800	
	71	271,800	352,300	401,400	446,000	
	72	273,200	354,300	402,700	447,200	
	73	274,300	355,900	404,000	448,300	
	74	275,700	357,800	405,400	448,900	
	75	277,100	359,600	406,800	449,400	
	76	278,300	361,500	408,100	449,900	
	77	279,600	363,400	409,300	450,400	
	78	280,800	365,100	410,500	451,000	
	79	282,000	366,800	411,800	451,500	
	80	283,200	368,400	413,200	452,000	
	81	284,300	369,900	414,500	452,500	
82	285,500	371,400	415,700	453,100		
83	286,700	372,900	416,700	453,600		
84	287,900	374,300	417,900	454,100		
85	289,000	375,400	419,100	454,600		
86	290,100	376,800	420,300	455,200		
87	291,100	378,200	421,500	455,700		
88	292,300	379,500	422,500	456,200		
89	293,400	380,800	423,600	456,700		
90	294,500	382,100	424,600	457,300		
91	295,700	383,300	425,600	457,800		
92	296,900	384,600	426,600	458,300		
93	297,500	385,900	427,500	458,800		
94	298,500	387,000	428,300	459,400		
95	299,600	388,300	429,100	459,900		
96	300,800	389,500	429,900	460,400		
97	301,800	390,900	430,700	460,900		
98	302,900	391,900	431,100	461,500		
99	303,900	393,000	431,500	462,000		
100	305,000	394,000	431,900	462,500		
101	305,900	394,900	432,300	463,000		
102	307,000	395,900	432,600			
103	308,100	397,000	432,900			
104	309,100	398,100	433,200			
105	309,700	398,800	433,500			
106	310,600	399,700	433,800			
107	311,400	400,600	434,100			
108	312,200	401,500	434,300			
109	313,100	402,300	434,500			
110	313,500	403,200	434,800			
111	313,900	404,000	435,100			
112	314,400	404,800	435,300			
113	315,000	405,400	435,500			
114	315,400	406,100	435,800			
115	315,900	406,800	436,100			
116	316,400	407,500	436,300			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	117	317,000	408,100	436,500		
	118	317,500	408,600			
	119	317,900	409,000			
	120	318,400	409,400			
	121	318,900	409,800			
	122	319,300	410,100			
	123	319,800	410,400			
	124	320,300	410,600			
	125	320,900	410,800			
	126	321,200	411,100			
	127	321,500	411,400			
	128	321,800	411,600			
	129	322,000	411,800			
	130	322,300	412,100			
	131	322,600	412,400			
	132	322,900	412,600			
	133	323,100	412,800			
	134	323,300	413,100			
	135	323,500	413,400			
	136	323,800	413,600			
	137	324,100	413,800			
	138	324,300	414,100			
	139	324,600	414,400			
	140	324,900	414,600			
	141	325,100	414,800			
	142	325,300	415,100			
	143	325,600	415,400			
	144	325,800	415,600			
	145	326,100	415,800			
	146	326,300	416,100			
	147	326,600	416,400			
	148	326,900	416,600			
	149	327,100	416,800			
	150	327,300				
	151	327,600				
	152	327,900				
	153	328,100				
再任用 学校職 員		233,600	273,900	302,600	330,700	414,800

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,300	172,200	261,100	290,100	406,300
	2	157,800	174,300	263,600	292,700	407,800
	3	159,300	176,400	265,900	295,600	409,300
	4	160,800	178,600	268,200	298,100	410,800
	5	162,500	180,600	270,800	300,600	412,200
	6	164,400	182,800	273,200	303,000	413,600
	7	166,200	185,000	275,400	305,300	415,100
	8	168,000	187,200	277,600	307,700	416,700
	9	169,800	189,500	279,900	310,100	418,100
	10	171,900	192,300	282,200	312,700	419,500
	11	173,900	195,000	284,600	315,400	420,900
	12	175,900	197,700	286,800	318,300	422,200
	13	177,900	200,600	289,200	320,800	423,500
	14	180,100	202,300	291,300	322,800	424,900
	15	182,300	204,000	293,200	324,800	426,300
	16	184,500	205,700	295,200	327,100	427,700
	17	186,800	207,500	297,300	329,200	428,900
	18	189,400	209,200	299,800	331,400	430,200
	19	191,900	210,900	302,300	333,700	431,400
	20	194,400	212,500	305,000	335,800	432,700
	21	196,900	214,300	307,300	338,100	433,800
	22	198,600	216,200	309,900	340,300	435,000
	23	200,300	218,100	312,200	342,600	436,300
	24	202,000	220,000	314,900	344,900	437,600
	25	203,500	221,700	317,500	346,700	438,900
	26	205,100	223,700	319,800	348,500	440,100
	27	206,700	225,700	322,200	350,400	441,100
	28	208,200	227,700	324,400	352,300	442,200
	29	209,900	229,600	326,700	354,100	443,400
	30	211,600	232,300	328,700	355,900	444,200
	31	213,300	235,000	330,900	357,600	445,000
	32	215,000	237,700	333,100	359,500	445,900
	33	216,500	240,300	335,000	361,000	446,800
	34	218,200	243,100	337,100	362,700	447,300
	35	219,900	245,700	339,200	364,200	447,800
	36	221,600	248,400	341,200	366,000	448,300
	37	223,100	250,900	343,200	367,900	448,800
	38	224,800	253,400	345,100	369,400	449,300
	39	226,500	255,900	347,100	370,800	449,800
	40	228,200	258,200	349,000	372,400	450,300
	41	229,800	260,900	350,700	373,500	450,800
	42	231,500	263,300	352,500	374,900	451,300
	43	233,100	265,500	354,100	376,300	451,800
	44	234,700	267,700	355,800	377,800	452,300
	45	236,400	269,800	357,600	379,300	452,800
	46	237,900	272,000	359,300	380,900	453,300
	47	239,200	274,200	360,700	382,500	453,800
	48	240,600	276,200	362,300	384,000	454,300
	49	242,000	278,500	363,500	385,400	454,800
	50	243,400	280,500	365,000	386,900	455,300
	51	244,900	282,400	366,600	388,400	455,800
	52	246,100	284,400	368,200	389,800	456,300

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	53	247,200	286,200	369,700	391,000	456,800
	54	248,600	288,600	371,200	392,300	
	55	249,800	290,900	372,700	393,400	
	56	251,000	293,400	374,200	394,500	
	57	252,200	295,500	375,700	395,900	
	58	253,400	298,000	377,100	397,100	
	59	254,500	300,300	378,500	398,300	
	60	255,700	303,000	379,800	399,600	
	61	257,100	305,400	380,700	400,800	
	62	258,300	307,800	381,900	401,800	
	63	259,500	310,300	383,100	403,200	
	64	260,400	312,600	384,200	404,500	
	65	261,400	314,900	385,100	405,700	
	66	262,800	317,100	386,300	406,800	
	67	264,200	319,200	387,300	408,000	
	68	265,700	321,400	388,400	409,100	
	69	267,300	323,500	389,600	410,100	
	70	268,800	325,600	390,600	411,300	
	71	270,300	327,800	391,700	412,500	
	72	271,700	329,800	392,900	413,700	
	73	272,700	331,900	393,900	414,300	
	74	273,900	334,000	395,000	415,100	
	75	275,200	336,200	396,100	415,800	
	76	276,400	338,400	397,200	416,300	
	77	277,700	340,100	398,100	416,600	
	78	278,800	342,000	399,000	417,000	
	79	280,000	343,700	400,000	417,400	
	80	281,200	345,500	401,000	417,800	
	81	282,400	347,300	401,800	418,100	
	82	283,300	349,100	402,600	418,500	
	83	284,500	350,600	403,300	418,900	
	84	285,700	352,400	404,100	419,200	
	85	286,700	353,600	404,800	419,500	
	86	287,600	355,200	405,600	419,900	
	87	288,300	356,700	406,300	420,300	
	88	289,300	358,200	407,000	420,600	
	89	290,300	359,600	407,600	420,900	
	90	291,200	360,900	408,300	421,200	
	91	292,100	362,300	408,800	421,500	
	92	293,000	363,700	409,500	421,700	
	93	293,300	365,200	409,900	421,900	
	94	294,000	366,500	410,300	422,200	
	95	294,700	367,800	410,600	422,500	
	96	295,500	369,000	410,900	422,700	
	97	296,300	370,000	411,200	422,900	
	98	297,100	371,000	411,500	423,200	
	99	297,900	372,000	411,800	423,500	
	100	298,600	373,000	412,000	423,700	
	101	299,500	373,900	412,200	423,900	
	102	300,000	374,900	412,500	424,200	
	103	300,500	375,900	412,800	424,500	
	104	301,000	376,900	413,000	424,700	
	105	301,200	377,700	413,200	424,900	
	106	301,600	378,600	413,500	425,200	
	107	301,900	379,500	413,800	425,500	
	108	302,100	380,500	414,000	425,700	

再任用
学校職
員以外
の学校
職員

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	109	302,300	381,300	414,200	425,900	
	110	302,500	382,300	414,500	426,200	
	111	302,800	383,300	414,800	426,500	
	112	303,100	384,300	415,000	426,700	
	113	303,300	384,900	415,200	426,900	
	114	303,500	385,800	415,500	427,200	
	115	303,700	386,700	415,800	427,500	
	116	304,000	387,600	416,000	427,700	
	117	304,300	388,400	416,200	427,900	
	118	304,600	389,100			
	119	304,900	389,900			
	120	305,200	390,700			
	121	305,300	391,300			
	122	305,500	392,100			
	123	305,800	392,800			
	124	306,100	393,500			
	125	306,300	394,100			
	126		394,800			
	127		395,300			
	128		395,900			
	129		396,600			
	130		397,200			
	131		397,700			
	132		398,200			
	133		398,500			
	134		398,800			
	135		399,100			
	136		399,400			
	137		399,700			
	138		400,000			
	139		400,300			
	140		400,600			
	141		400,900			
	142		401,200			
	143		401,500			
	144		401,800			
	145		402,000			
	146		402,300			
	147		402,600			
	148		402,800			
	149		403,000			
	150		403,300			
	151		403,600			
	152		403,800			
	153		404,000			
	154		404,300			
	155		404,600			
	156		404,800			
	157		405,000			
	158		405,300			
	159		405,600			
	160		405,800			
	161		406,000			
再任用 学校職員		224,800	270,700	297,700	324,000	404,800

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 学校職員 以外の学校 職員		円	円	円	円	円
	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400
	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000
	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700
	41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900
	42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000
	43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200
	44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400
	45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600
	46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400
	47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600
	48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700
	49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700
	50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700
	51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700
	52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700
	53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500
	54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300
	55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200
	56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100
	57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600
	58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400
	59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200
	60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000
	61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500	
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200	
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800	
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200	
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700	
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200	
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700	
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300	
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800	
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400	
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500
	78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000
	79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500
	80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000
	81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300
	82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800
	83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200
	84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600
	85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000
	86		289,100	325,000	345,900	
	87		289,300	325,200	346,200	
	88		289,500	325,600	346,500	
	89		289,900	326,000	346,900	
	90		290,100	326,400	347,200	
	91		290,300	326,800	347,600	
	92		290,500	327,200	347,900	
	93		290,900	327,500	348,300	
	94		291,100	327,700	348,600	
	95		291,300	328,100	348,900	
	96		291,600	328,400	349,200	
	97		292,000	328,600	349,500	
	98		292,300	328,900	349,900	
	99		292,500	329,200	350,300	
	100		292,800	329,500	350,700	
	101		293,100	329,700	351,200	
	102		293,300	330,000	351,600	
	103		293,500	330,400	352,000	
	104		293,800	330,600	352,400	
	105		294,100	330,700	352,900	
	106			331,000		
	107			331,400		
	108			331,600		
	109			331,800		
	110			332,200		
	111			332,600		
	112			333,000		
	113			333,200		
再任用 学校職員		188,300	214,900	243,100	256,500	281,700

事務職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100
再任用 学校職員 以外の 学校 職員	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
	76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
	77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
	78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
	79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
	80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
	81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
	82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
	83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
	84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
	86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
	87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
	88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
	89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
	90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
	91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
	92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
	93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
	94		294,400	342,200			
	95		294,800	342,700			
	96		295,200	343,100			
	97		295,400	343,200			
	98		295,700	343,700			
	99		296,100	344,100			
	100		296,500	344,400			
	101		296,700	344,700			
	102		297,000	345,100			
	103		297,400	345,500			
	104		297,700	345,900			
	105		297,900	346,400			
	106		298,200	346,800			
	107		298,600	347,200			
	108		298,900	347,600			
	109		299,100	348,100			
	110		299,500	348,500			
	111		299,900	348,800			
	112		300,200	349,100			
	113		300,300	349,600			
	114		300,600				
	115		300,900				
	116		301,300				
	117		301,500				
	118		301,700				
	119		302,000				
	120		302,300				
	121		302,700				
	122		302,900				
	123		303,200				
	124		303,500				
	125		303,800				
再任用 学校職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700

別記第 2

第 5 条第 1 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	395,000
2	455,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第 5 条第 2 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	329,000
2	365,000
3	393,000

別記第 3

第 4 条第 1 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

意 見

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年埼玉県条例第5号）の改正について、次のように意見を申し出る。

1 改正の内容

職員が東日本大震災以外の災害に対処するため、緊急事態応急対策実施区域その他の区域において業務に従事したときは、国の改正内容等を踏まえ、1日につき4万円を超えない範囲内の額の特殊勤務手当を特例的に支給する必要がある。

この特殊勤務手当が支給される日においては、その他の特殊勤務手当は支給しないこととする。ただし、その他の特殊勤務手当の額がこの特殊勤務手当の額を超えるときは、この限りでない。

2 実施時期

速やかに実施することが適当である。

人事管理に関する報告（意見）

はじめに

少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少に対応していくためには、女性や高齢者をはじめ、誰もが持てる力を十分に発揮することができる社会の構築が急務である。

そのためには、様々な事情に応じた多様で柔軟な働き方を可能とする社会環境を整えていくことが不可欠である。

国は、本年3月に「働き方改革実現会議」において「長時間労働の是正」、「女性・若者などが活躍しやすい環境整備」、「高齢者の就業促進」などについて19の対応策を決定し、多様で柔軟な働き方を可能にし、生産性向上を目指す働き方改革を進めている。

また、本年の人事院勧告は、働き方改革などにより有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応えていくための基盤である、としている。

本県においても、県民の期待と信頼に応えていくために、県政を支える全ての職員がその能力を最大限発揮できるよう、多様で柔軟な働き方ができる職場環境を整備することが重要である。

こうした状況を踏まえ、本県における人事管理に関する主な課題と取組の方向性について次のとおり報告を行うものである。

主な課題と具体的方向

1 人材の確保、育成及び活用

(1) 人材の確保

本県においては、今後も多くの職員の定年退職が見込まれ、毎年一定の採用者数の確保が必要となる中、若年人口の減少、民間の高い採用意欲等を背景に、優秀で多彩な人材の確保に当たっては、引き続き厳しい状況に置かれている。特に、公務員志望者層について国や他の地方公共団体との競合は厳しさを増している。

これまで本委員会においては、職員採用試験説明会の実施、各大学の就職説明会への積極的な参加、民間就職支援サイトの活用等により、広く本県の仕事の魅力等の発信を行ってきた。近年の調査では、学生が早期に進路を絞り込む傾向が見られることから、今後はより早い段階での情報発信についても検討する必要がある。

また、本県でも育児や介護など様々な事情や多様な働き方に対応するための環境整備を積極的に進めており、職員が働きやすくキャリアアップできる職場であるという視点からの情報発信も必要である。

平成27年度からは、人材確保が難しくなっている職種（設備職、総合土木職、建築職）について受験準備の負担軽減を図った新方式の職員採用試験を導入し、主に20歳代の転職希望者等の人材の獲得に一定の効果が見られた。新方式の職員採用試験については、多様な受験者の確保に向け今後も実施していく必要がある。当該職種については、今後は任命権者と協力しながら、ターゲットを絞り込んだ効果的な情報発信の在り方などについて、若手職員の意見も取り入れながら検討を行っていくこととする。

任命権者においても、中長期的な視点に立った採用計画の下、人材確保が困難な職種等を中心に受験者の確保に向けた積極的な情報提供を行うなど、必要な人材を確実に採用するための取組を進める必要がある。

(2) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

活力ある組織づくりには、職員一人ひとりの能力の向上を図り、その能力を遺憾なく発揮させることにより、全ての職員の力を十分に活用していくことが不可欠である。そのためには、職員が職務を通じて発揮した能力や意欲、実績を適正に評価し、任用・給与等に適切に反映させることが必要である。

本県においては、これまで人事評価制度の導入、給与への反映を順次進めてきた。今後は、人事評価制度の適切な運用に努めるとともに、給与への反映についても制度の定着を図ることが必要である。

各任命権者においては、人事評価の公平性や客観性、納得性に十分留意し、必要な改善を図るなど、今後も人事評価を任用・給与等の人事管理により適切な活用を図っていくことが重要である。

また、本委員会が実施する主査級昇任試験については、平成24年度に、誰もが取り組みやすい試験制度となるよう、研修等との連動により出題範囲を絞るなどの見直しを行い、受験率の改善に一定の効果が得られてきた。

今後、更なる人材育成・人材活用に資するよう、出産や育児、介護等の事情を抱える職員でもより受験しやすくなるような方策を検討する必要がある。

あわせて、ライフスタイル別の合格者の体験記を職員ポータルに掲載し周知を図るなど、引き続き試験にチャレンジする意欲の醸成を図ることとする。

また、国や大学等外部への派遣研修を引き続き行うとともに、職員一人ひとりが自己のキャリアプランに基づく将来像を見据えた能力開発を実現するための支援や、専門性の高い人材を育成するプログラムの検討を行うなど、成果を上げることのできる人材の育成に取り組むことが必要である。

(3) 女性職員の活躍しやすい環境づくり

本県においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等に基づき、昨年4月に各任命権者において「特定事業主行動計画」を策定し、女性の能力を最大限に生かした積極的な登用と支援や、女性職員のキャリアアップに向けた意欲と能力の向上などを目指す取組が進められている。

知事部局では、本計画に掲げられているキャリアプランニングの支援について、自らキャリアプランを考え、所属長からアドバイスを受けられるようにしたほか、専門家によるカウンセリングを受ける機会を設けている。

今後も、キャリア形成に資する計画的な人事異動や研修の充実などの様々な取組を着実に実行し、女性職員が活躍しやすい環境づくりを推進することが極めて重要である。

(4) 高齢層職員の能力及び経験の活用

国においては、これまで雇用と年金の接続の観点から、高齢層職員の能力及び経験の活用に関する検討を行ってきた。

平成23年9月に人事院は、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、かつ、職員の意欲と能力に応じた配置が可能となる定年の引上げが適当と判断し、国会及び内閣に対して意見の申出を行った。

その後、政府は、平成25年3月に「国家公務員の雇用と年金の接続について」を閣議決定し、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常時勤務を要する官職に再任用するものとした。あわせて、人事院の意見の申出を踏まえつつ、段階的な定年の引上げも含め、雇用と年金の接続について改めて検討を行うこととした。

そして、本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、生涯現役社会の実現を目指すため働き方改革の取組を速やかに

実行していくこととし、高齢者の就業促進に関する施策の一つとして、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める。」としている。また、人事院も、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しに必要な検討を鋭意進めていくとの報告を行っている。

本県においては、これまで再任用職員の活用を進めてきており、本年4月には、知事部局における定年退職者の約半数が新たに再任用され、そのうちフルタイム勤務が約85%と高い割合になっている。

今後も、高齢層職員が長年培った知識・経験・能力のより一層の活用を図るため、引き続き再任用職員として十分に活躍が期待できる職域の拡大等を進めるとともに、定年の引上げについても国の動向等を注視していく必要がある。

(5) 改正法に基づく地方公務員制度の適切な運用

本年5月に公布された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行等を図るものである。

平成32年度の法律の施行に向けて、本県においても改正の趣旨を踏まえ、制度の適切な運用を確保するための検討が必要である。

2 勤務環境等の整備

(1) 働き方改革の推進

ア ワークライフバランスの推進

国は、一億総活躍社会の実現に向けて、多様で柔軟な働き方を可能にし、生産性の向上を目指す働き方改革を進めている。

本県においても、子育てや介護など時間的制約を抱えながらも効率的に仕事を進め、職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、実績を上げられる働き方改革を推進していくことが求められる。

そのような中、ワークライフバランスを推進することは、職員個人が仕事と生活の在り方を見直す契機となり、心身の健康の改善や女性の一層の活躍などにより県庁全体の組織力を最大限活用することにつながる。

そのためには、総実勤務時間の縮減が求められるが、これまで任命権者において様々な取組を行ってきており、県全体の総実勤務時間は減少傾向にある。引き続き総実勤務時間の縮減に向けて継続して取り組む必要がある。

イ 多様で柔軟な働き方の実現

フレックスタイム制やテレワークなど従来の固定化された勤務時間や勤務場所にとらわれない働き方は、ワークライフバランスの実現による職員の意欲や士気の向上が期待されるなど、公務能率の一層の向上と人材の確保に資するものである。

こうした働き方を進めることにより、地域活動への参加や自己啓発のための時間が確保され、職員の視野の拡大や創造性の向上、自己成長の実現につながることが期待される。

知事部局では、育児や介護を行う職員だけでなく、その他の職員につ

いても一定の要件の下にフレックスタイム制を導入し、弾力的に勤務時間を割り振ることにより時間外勤務の縮減を図っている。

また、昨年から実施したサテライト勤務の試行を踏まえ、本年10月から地方庁舎などでサテライト勤務を本格導入した。

今後も、さらに効果や課題を検証し、公務の適正な運営を確保しつつ、制度を活用する職員の拡大を図ることが必要である。

こうした多様で柔軟な働き方を実現し、ワークライフバランスを推進するために、職員が制度を利用しやすい職場環境を整備することが重要である。

ウ 職員の意識改革と業務マネジメントの徹底

働き方改革を進めていくためには、職場内で周囲の理解やサポートを得られる風土を醸成し、勤務時間の長短にとらわれず、成果や実績を重視する環境を整えることが重要であり、職員の意識改革や管理職による業務管理、進行管理等のマネジメントの徹底が必要である。

そのため、任命権者においては、ワークライフバランスの推進や多様で柔軟な働き方の意義を全ての職員に理解させるため、職員の意識改革を促す啓発やマネジメント能力の向上に取り組むことが重要である。

管理職は、必要により業務の見直しや合理化に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方に応じて業務の進捗状況をよりきめ細かく把握し、それらを調整しながら成果を出すため、一層の業務マネジメントの徹底が求められる。また、担当者が不在の時も組織として対応できるよう情報の共有化を徹底させることも重要である。

さらに、管理職自らが率先して意識改革を図り、職員のワークライフバランスの推進に努めていく必要がある。

(2) 働きやすい職場づくり

ア 職員の健康管理

心身の故障による休職者のうち、心の疾病を原因とする休職者の割合は依然として高い水準で推移している。

昨年から全庁でストレスチェックが行われたが、職員がメンタルヘルス不調となることを防止するためには、全ての職員がストレスチェックを受けることが望ましいため、受検していない職員に勧奨するなどの働きかけを行う必要がある。

また、メンタルヘルス不調者の早期発見、早期対応につなげるため、面接指導対象者が安心して面接指導を受けられる環境づくりに努める必要がある。

さらに、各所属においては、所属ごとの集計・分析結果を踏まえて、職員のストレス状況の軽減や働きやすい職場の実現に向けて職場環境の課題を把握し、改善に取り組むことが求められる。

イ ハラスメントの防止

ハラスメント行為は職員の心身に支障を及ぼすだけでなく、職場環境を悪化させ、職員の士気の低下等につながることから、その未然防止は重要な課題である。

民間労働法制において、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための措置を講じることが事業主に義務付けられ、本県においても「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱」を制定し、本年1月から施行している。

任命権者においては、相談体制を整備し、研修等を通じてハラスメントに対する職員への意識啓発を行っているが、引き続きハラスメントの未然防止に取り組むとともに、あらゆるハラスメントを起こさない相互理解のある、風通しの良い職場環境の整備を図る必要がある。

ウ 学校現場における教職員の負担軽減

教育委員会においては、一昨年の本委員会の報告を受け、昨年5月から各学校において教職員の出退勤時刻を記録する取組を実施しており、学校により実施状況は異なるが、一定の成果は認められる。

今後は、一部の市で行われているICカードによる出退勤記録システムを導入するなど、教職員の負担を増やすことなく効率的でより正確に勤務時間を把握し、管理、運用する仕組みづくりが必要である。

一方、教職員には勤務時間をあまり意識せず、職務に熱心に取り組む結果、長時間勤務となってしまう一面もある。

そのため、管理職は、教職員に対して個々の勤務状況について客観的な数字を示しつつ、限られた時間で効率的に業務を行えるよう指導、助言するなど、勤務時間を意識した働き方を進めていく必要がある。

あわせて、長時間勤務が健康に及ぼす影響を考慮し、管理職は、教職員の勤務時間と勤務状況を把握した上で、対象者には医師による面接指導を適切に行うことが必要である。

教育委員会は、昨年実施した「教職員の勤務状況調査」の分析結果や学校現場からの意見聴取を踏まえて負担軽減に向けた様々な取組を始めている。

今後、教育委員会においては、これらの取組が全ての学校現場で行き渡り、定着するよう徹底していくことが求められる。

(3) 公務員倫理の徹底

これまでも不祥事防止研修などの対策を講じているにもかかわらず、職員の不祥事は後を絶たない。

一部の職員によるこうした行為は県職員全体に対する県民の信頼を損ない、円滑な職務遂行に多大な影響を及ぼす。

職員一人ひとりが、公務の内外を問わず、自らの行為が公務全体に対する信頼に影響を及ぼすことを認識し、厳正な規律意識と高い倫理観を持って行動することが求められる。

任命権者においては、不祥事の起きた原因や背景を分析し、より実効性のある研修を実施するなど再発防止に向けた対策を講じる必要がある。

あわせて、繰り返し職員に対して服務規律・倫理の意識向上を図り、今後とも厳格な公務員倫理の徹底、不祥事の防止対策に継続して取り組んでいくことが必要である。

職員の給与等に関する報告、勧告及び意見

参 考 資 料

平成29年10月

埼玉県人事委員会

目 次

第 1 職員の給与	
平成29年職員給与実態調査の概要	1
第 1 表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比	2
第 2 表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等	2
第 3 表 給料表別平均給与月額等	3
第 4 表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額	
その 1 行政職給料表	5
その 2 公安職給料表	8
その 3 研究職給料表	11
その 4 医療職給料表(1)	12
その 5 医療職給料表(2)	13
その 6 医療職給料表(3)	15
その 7 教育職給料表(1)	18
その 8 教育職給料表(2)	20
その 9 学校栄養職給料表	22
その 10 事務職給料表	23
第 5 表 扶養手当の支給状況	26
第 6 表 住居手当の支給状況	26
第 7 表 管理職手当の支給状況	27
第 8 表 単身赴任手当の支給状況	27
第 9 表 再任用職員の給料表別・級別人員	
その 1 フルタイム勤務職員	28
その 2 短時間勤務職員	28
第 2 民間の給与等	
平成29年職種別民間給与実態調査の概要	29
第10表 産業別・企業規模別調査事業所数	30
第11表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	30
第12表 職種別にみた給与額等	
その 1 職員給与と民間給与との比較職種	31
その 2 その他の職種	33
第13表 初任給の改定状況	35
第14表 給与改定の状況	35
第15表 定期昇給の実施状況	35
第16表 定期昇給制度の状況	36
第17表 家族手当の支給状況	
その 1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	36
その 2 扶養家族の構成別支給月額	36
第18表 住宅手当の支給状況	37
第19表 特別給の支給状況	37
第20表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	38
第21表 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	38
第 3 人事院勧告	
第22表 人事院による報告及び勧告の概要	39
第 4 標準生計費	
標準生計費の算定方法(平成29年4月)	41
第23表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成29年4月)	42
第 5 労働経済指標	
第24表 労働経済指標	43

第1 職員の給与

平成29年職員給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった平成29年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、平成29年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握し、今後の人事行政の基礎資料とすることを目的としたものである。

2 調査の対象

平成29年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）に定める給料表の適用を受ける者を対象とした。技能職員、地方公営企業法の適用を受ける職員及び臨時職員は含まれていない。

なお、対象者が少数の職については具体的な数値の記載を省略した。

3 調査の内容

平成29年4月分の給料、諸手当の支給状況、年齢、学歴、経験年数等について調査した。

4 調査の実施

この調査は、電子計算システムに入力されている職員の給与情報により行った。

（参考）各給料表が適用される職員の範囲

- ・行政職給料表：他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表：警察官
- ・研究職給料表：試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員
- ・医療職給料表(1)：病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(2)：病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等
- ・医療職給料表(3)：病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等
- ・教育職給料表(1)：県立の高等学校等に勤務する教育職員
- ・教育職給料表(2)：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員
- ・学校栄養職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員
- ・事務職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員
- ・特定任期付職員給料表：一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第1表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	人員	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	人	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	8,250	74.1	8.4	17.4	0.1	67.1	32.9
公安職給料表	11,596	39.3	5.3	55.4	-	90.2	9.8
研究職給料表	297	96.0	2.0	2.0	-	77.1	22.9
医療職給料表(1)	46	100.0	-	-	-	82.6	17.4
医療職給料表(2)	363	82.9	16.5	0.6	-	36.1	63.9
医療職給料表(3)	215	54.4	44.7	0.9	-	10.7	89.3
教育職給料表(1)	10,190	94.7	3.2	2.1	-	59.6	40.4
教育職給料表(2)	22,170	90.4	9.6	0.0	-	45.4	54.6
学校栄養職給料表	80	22.5	77.5	-	-	6.3	93.7
事務職給料表	1,020	45.1	17.2	37.7	-	43.5	56.5
特定任期付職員給料表	1						
全給料表	54,228	76.7	7.6	15.6	0.1	60.8	39.2

(注) 再任用職員は含まれていない(以下第8表までにおいて同じ。)

第2表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等

区分	平成29年	平成28年
給与種目		
給料	336,269 円	339,331 円
扶養手当	8,031	8,329
地域手当	34,316	32,137
住居手当	4,950	4,730
管理職手当	9,127	9,129
その他の手当	19	15
平均給与月額	392,712	393,671

職員数	8,043 人	8,008 人
平均年齢	43.4 歳	43.5 歳
平均経過年数	21.3 年	21.4 年

(注) 1 行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者等を除いて集計した。
 2 給料には、給料の調整額及び平成27年の切替えに伴う差額を含み、その他の手当は、単身赴任手当である。

第3表 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験年数	給料	扶養 手当
	人	歳	年	円	円
行政職	8,250	42.9	20.8	332,460	7,830
公安職	11,596	37.6	16.8	321,905	10,880
研究職	297	42.5	19.3	356,955	9,242
医療職(1)	46	48.8	23.9	483,714	10,859
医療職(2)	363	41.2	18.1	330,268	4,770
医療職(3)	215	41.5	18.7	335,726	3,607
教育職(1)	10,190	43.5	20.9	373,944	7,411
教育職(2)	22,170	40.5	17.8	349,331	5,681
学校栄養職	80	43.2	22.1	333,661	2,344
事務職	1,020	39.2	18.1	302,537	4,789
特定任期付職員	1				
全給料表	54,228	40.8	18.7	344,602	7,432

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成27年の切替えに伴う差額等を含む。
 2 その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。
 3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

地 域 手 当	住 居 手 当	管理職 手 当	その他の 手 当	平均給与月額
円	円	円	円	円
33,904	4,870	8,898	18	387,980
32,465	4,205	1,821	217	371,493
36,477	5,525	9,862	0	418,061
88,386	3,237	57,837	216,920	860,953
32,871	6,202	3,840	0	377,951
33,089	3,838	1,792	0	378,052
37,289	5,811	2,969	7,887	435,311
34,958	6,173	6,121	5,297	407,561
32,592	3,918	0	0	372,515
29,810	6,103	0	0	343,239
34,635	5,466	4,939	3,881	400,955

第4表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額

その1 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1							1			3
2										2
3										3
4										1
5						1				1
6										
7										2
8										
9	8	1								
10								1		
11		123								
12		11	1							
13	11	30	1				1			1
14		17							2	
15	2	183	1				1		2	
16		16								1
17	16	37	3						2	
18	1	23	2						1	
19	2	127	71	2			1			
20	1	21	11	2			1			
21	11	40	22	1					3	
22	1	28	14	3						
23	2	45	57	1			1			
24	1	22	36	2					1	
25	11	66	31	5						
26		23	21	5						
27	4	55	33	6						
28	2	16	22	6				2		
29	180	71	25	6				3		
30		16	19	3				5		
31	14	59	35	10			2	20		
32	8	21	28	9			3	5		
33	160	16	21	10			4	7		
34	5	6	23	6	1		40	11		
35	25	21	29	18	1		22	12		
36	7	4	22	21	2		13	2		
37	210	5	29	14	1		20	8		
38	14	3	22	6			15	2		
39	27	6	20	20	5		2	1		
40	16	1	12	18	2		9			
41	8	5	23	10	2		17	2		
42	4	2	11	12			1	1		
43	5	2	26	24	11		11			
44	3		11	15	4		15			
45	4	1	28	12	1		6			
46	5		17	10	1		7			
47		2	27	18	10		3			
48	5	1	14	7	4		3			
49	4	1	19	24	16		9			
50	3	1	9	10	7		7			
51	4	3	18	36	4	1	6			
52	1		20	24	3	16	6			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
53	2		19	16	20	25	10			
54			7	10	18	46	8			
55	1		16	53	7	70	6			
56	1		11	26	11	22	10			
57	1		18	58	23	22	10			
58	1		13	37	13	28	3			
59			18	83	5	33	2			
60	1	1	11	29	6	18	5			
61	1		23	66	20	10	57			
62			13	41	23	24				
63			22	38	6	21				
64			8	38	8	5				
65			21	68	37	7				
66		1	13	39	27	2				
67			22	66	11	2				
68	2	1	13	34	8	3				
69			9	97	35	2				
70			5	68	19	3				
71			16	55	6	1				
72			9	44	8	2				
73			5	94	20	8				
74			2	50	15	2				
75			6	35	11	5				
76			4	44	26	2				
77			5	74	46	9				
78			3	28	16	7				
79				34	13	13				
80			1	18	17	8				
81			1	21	44	52				
82			2	20	23	21				
83				87	17	134				
84			1	49	30	20				
85			4	33	31	111				
86				19	25					
87	1			76	43					
88			1	53	19					
89			2	36	81					
90			1	24	64					
91				34	72					
92			1	63	41					
93				483	191					
94										
95			1							
96										
97										
98										
99										
100										
101										
102			1							
103										
104										
105										
106										
107										
108			1							

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
109	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
110										
111										
112										
113			2							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
人員計	人 796	人 1,134	人 1,165	人 2,717	人 1,231	人 762	人 338	人 82	人 11	人 14
平均 給料月額	円 191,342	円 226,109	円 293,124	円 368,133	円 388,323	円 407,957	円 436,619	円 461,389	円 502,909	円 530,964
人員総計	人 8,250	平均 給料月額	円 331,841							

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした(以下第4表の各表において同じ。)

その2 公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11				1					
12									
13	244		1						
14									
15	4	3		1					
16	15	7							
17	144	261							
18	3	2	1						
19	10	22	28						
20	30	23	2						
21	139	223	9						
22	6	14	6						
23	11	53	115		2				
24	6	42	2						1
25	13	241	49	4	1				
26	5	17	37		1				
27	6	53	159	2	11	1			
28	3	16	20		3				
29	7	193	46	41	13	2			
30	2	32	41	20	4				
31	4	38	154	90	28				
32	5	28	29	24	5	1			13
33	5	37	71	65	29				2
34	2	30	30	31	9	2			4
35	1	23	170	81	24	1			2
36	2	16	32	30	16	1			1
37	2	35	69	87	28				1
38	1	17	24	21	15	1			2
39	3	20	182	105	17	2			1
40	1	11	35	23	20	2			2
41	1	16	95	86	20	5			6
42		9	51	34	20	3			2
43		8	157	88	33	2	1	1	1
44	1	7	45	38	19	3			4
45		14	68	91	35	5	3		15
46		11	34	39	15	5			
47		9	110	92	35	4	5	19	
48		2	29	57	22	4	2	5	
49		8	58	116	35	5	7	6	
50		5	28	46	13	3	2	6	
51		3	72	99	27	8	4	5	
52		3	22	51	15	5	4	3	
53		4	45	101	18	3	8	8	
54		2	25	49	16	2	12	6	
55		6	30	77	37	8	21	1	
56		1	21	46	17	1	12	4	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
57		2	46	94	27	5	15	7	
58			23	56	13	4	4	10	
59			30	83	28	5	5	1	
60		1	26	43	18	2	4		
61			36	72	24	4	9	66	
62			17	42	16	1	6		
63		2	31	63	24	7	11		
64		2	10	32	13	2	1		
65			19	46	24	1	5		
66			12	36	15	4	6		
67		1	21	45	23	1	2		
68			9	32	23	2	7		
69			20	40	43	4	7		
70			13	28	21	3	6		
71			18	32	28	2	6		
72			9	31	41	4	3		
73			4	35	45	5	11		
74			4	26	20	2	7		
75			3	32	31		9		
76			2	23	15	9	4		
77				23	39	6	4		
78			1	22	19	4	1		
79				34	25	4	6		
80			1	17	28	10	9		
81				34	21	3	41		
82			1	18	21	9	9		
83				32	9	47	15		
84				14	12	11	8		
85			1	25	10	55	87		
86				14	19	27			
87				40	20	42			
88				17	26	11			
89				30	17	85			
90				8	21	12			
91				30	28	31			
92				12	26	6			
93				31	124	60			
94				14					
95				27					
96				12					
97				30					
98				14					
99				12					
100				20					
101				16					
102				30					
103				19					
104				27					
105				20					
106				23					
107				7					
108				18					
109				12					
110				18					
111				8					
112				23					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
113				5					
114				31					
115				9					
116				30					
117				12					
118				35					
119				12					
120				35					
121				14					
122				34					
123				27					
124				37					
125				406					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	人 676	人 1,573	人 2,559	人 4,065	人 1,560	人 569	人 389	人 148	人 57
平均 給料月額	円 196,609	円 230,545	円 270,297	円 350,091	円 395,863	円 420,940	円 438,876	円 455,378	円 473,883
人員総計	人 11,596	平均 給料月額	円 321,883						

その3 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						65			3	1	
2						66					
3						67			1	1	
4						68			2	2	
5		2				69			3	2	
6						70			1	1	
7						71			3		
8						72			3	3	
9		3				73			4	3	
10						74			1	1	
11			2			75			2	1	
12		1	1			76			1		
13		5	2			77			4	3	
14						78			1		
15		2	3			79			2		
16						80			4		
17		9	3			81			6		
18		1	1			82			2		
19			1			83			4		
20			4			84			2		
21		9	1			85			6		
22		3	1			86			4		
23			3			87			4		
24			1			88			3		
25		5	3			89			38		
26		1				90					
27			3			91					
28		1	3			92					
29		4				93					
30			2			94					
31			2			95					
32			1			96					
33		2	1			97					
34			1			98					
35		4	2			99					
36			1			100					
37		1	3		1	101					
38		2				102					
39		1	1			103					
40						104					
41		3				105					
42		1				106					
43			4			107					
44						108					
45						109					
46			1			110					
47			3	1		111					
48			3			112					
49			1	2		113					
50			4	1		114					
51			2	5		115					
52			2	1		116					
53				1		117					
54			3	2		118					
55				2		119					
56			2	1		120					
57			3	2		121					
58			1	1							
59			2	1		人員計	人	人	人	人	人
60			1	2			0	60	187	49	1
61			1	2		平均	円	円	円	円	円
62				3		給料月額	0	244,173	373,404	429,775	479,800
63			3	3		人員総計	人	平均	円		
64			1	1			297	給料月額	356,955		

その4 医療職給料表(1) (病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級
1	人			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	1			
10				
11				
12				
13	3			
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29	3		1	
30				
31				
32		1		
33		1		
34				
35	1			
36				
37				
38				
39	1			
40				
41				
42				
43				
44		1		
45		1		
46		1		
47			1	1
48				1
49				
50			1	
51				1
52				
53				3
54				
55				
56				

級 号給	1級	2級	3級	4級
57	人			
58		1		
59				
60				
61			1	1
62				1
63				
64				1
65				1
66			1	
67				
68				
69			1	
70		1	1	
71				
72				
73		1	1	
74				
75				
76				
77			1	
78			2	
79				
80		1		
81				
82				
83		1		
84			1	
85				
86		1		
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94		1		
95				
96				
97		2		
人員計	人 9	人 14	人 13	人 10
平均 給料月額	円 318,644	円 461,514	円 518,969	円 562,550
人員総計	人 46	平均 給料月額		円 471,763

その5 医療職給料表(2) (病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3			2					
4								
5		1						
6			1					
7			9					
8								
9		5	1					
10								
11			15					
12								
13		4						
14			1					
15			9	4				
16		1	1	1				
17		14	2	3	1			
18				2				
19			4	4				
20		2	1	4				
21		1	2	3				
22			1					
23			9	6				
24			1	1				
25			2	1				
26				1				
27		1	2	4	1			
28		1		1	2		2	
29		1	1	1	1			
30			1	1			1	
31		1		2	1		1	
32			1	6	3			
33			1	3	1			
34			1					
35				1	1			
36		2		3	4			
37					1		3	
38								
39			1	2	2			
40		1			1			
41				1	1			
42				2				
43					1			
44				1	2	1		
45				1	2	1		
46				1				
47				3	1	2		
48						4		
49						2		
50					1	1		
51					1	1		
52					1	1		
53					1	1		
54								
55					4			
56					1	5		
57					1	3		
58					1	1		
59					1	3		
60					3	3		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人
61					2	1		
62					1	4		
63					2	1		
64					2	2		
65					2	27		
66					2			
67					5			
68		1			1			
69					2			
70					7			
71					2			
72					1			
73					6			
74								
75					4			
76					1			
77					7			
78								
79					2			
80					3			
81					2			
82								
83					2			
84					1			
85					27			
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
人員計	人 0	人 36	人 69	人 63	人 125	人 63	人 7	人 0
平均 給料月額	円 0	円 213,417	円 241,939	円 286,025	円 373,875	円 406,004	円 431,486	円 0
人員総計	人 363	平均 給料月額	円 324,324					

その6 医療職給料表(3) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3			5				
4			1				
5			1				
6							
7			4				
8							
9		1	2				
10							
11			6				
12							
13		1	1				
14							
15		7	7				
16							
17		4	1				
18							
19		2					
20							
21			7				
22							
23		1					
24							
25			7				
26							
27			2				
28			2				
29			1		1		
30			1				
31			4				
32							
33		1	1	3			
34							
35			1	1			
36							
37							
38							
39			2				
40			1				
41			1				
42			1		4		
43					1		
44					1	1	
45			1		2	1	
46					1		
47			1				1
48							1
49			1		2		
50		1			3		
51							
52					2		1
53					1		
54					2		1
55					1		1
56					3	1	
57						3	
58							
59							
60							

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
61				1		1	
62							
63					4		
64				2		1	
65				3			
66			1		1		
67					2		
68					3		
69					3	7	
70					2		
71					4		
72					2		
73				2	1		
74							
75					4		
76					3		
77							
78			1		1		
79					1		
80					3		
81					1		
82					4		
83					1		
84					3		
85							
86		1			3		
87					1		
88					3		
89					3		
90					3		
91					1		
92					6		
93					10		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
121	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
人員計	人 0	人 19	人 64	人 33	人 84	人 15	人 0
平均 給料月額	円 0	円 223,474	円 262,555	円 326,367	円 383,668	円 427,584	円 0
人員総計	人 215	平均 給料月額	円 327,728				

その7 教育職給料表(1) (県立の高等学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						57	1	36			1
2						58	1	35	1		1
3						59	2	66	3		4
4						60	2	36	1		4
5	1	116				61	1	49	1		4
6						62	1	30	2		1
7		3				63	1	55	1		4
8		6				64	1	49	2		8
9		167				65	2	59	1		6
10		1				66		30	1		4
11		20				67	3	46	1		8
12		15				68	4	37	2		13
13	1	152				69		53	1		6
14		6				70	1	27			6
15		25				71	1	33			12
16		26				72	1	34			3
17		109				73	4	36			6
18		13				74	1	42			14
19		102				75	2	71	1		7
20		26				76	1	54			12
21		105				77	4	46			10
22		16				78	2	49	2		11
23		125				79		50			8
24		37				80		50	1		19
25	2	106				81	4	47	2		13
26		27				82	2	38	1		18
27		146				83	3	59	1		11
28	1	37				84	1	34	2		11
29		67				85	2	30			19
30		31				86	2	46	1		7
31	1	171				87	1	49	3		8
32		23				88	3	50	1		3
33	1	82			1	89	3	32	1		5
34		45			12	90		44	2		10
35		170			24	91	4	56	3		1
36		22			19	92	3	42	1		
37	2	51			16	93	2	43	2		
38		47	2		6	94	3	40	2		
39	1	152			14	95	1	62	3		
40	1	33			7	96	1	42			
41	1	61			7	97	2	36	3		
42		53			4	98	3	38	1		
43	1	120			7	99	3	47			
44		18			7	100	1	53			
45	1	24	1	1	7	101	2	51			
46		30			10	102	1	32			
47	3	46	1	1	5	103	2	43			
48		30			10	104	2	32			
49	2	51		1	16	105	1	51			
50	2	44		1	2	106	2	37			
51	2	84	2	3	4	107	5	44			
52	1	41		1		108	4	34			
53	3	47		3		109	2	50			
54	1	44	1	2		110	1	34			
55	4	86	1			111	4	21			
56	2	41		1		112	1	30			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
113	1	51			
114	1	46			
115	3	50			
116	6	61			
117	4	42			
118	3	49			
119	2	53			
120		65			
121	10	36			
122	3	88			
123	4	66			
124	1	94			
125	4	69			
126	2	50			
127	5	79			
128	2	155			
129	2	125			
130		204			
131	2	171			
132		191			
133		306			
134		300			
135		250			
136		272			
137		258			
138		264			
139	1	190			
140		131			
141		84			
142		85			
143		29			
144		10			
145		2			
146	1	7			
147		1			
148					
149		9			
150					
151					
152					
153					
人員計	人 198	人 9,463	人 58	人 292	人 179
平均 給料月額	円 287,933	円 353,168	円 404,740	円 448,132	円 477,015
人員総計	人 10,190	平均 給料月額	円 357,090		

その8 教育職給料表(2) (市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						57		65	7	1	
2						58		63	5	1	
3						59		128	18	2	
4						60		71	9	1	
5						61		141	5	3	
6						62		108	8	3	
7						63		324	10	5	
8						64		88	3	2	
9						65		137	9	2	
10						66		138	7		
11						67		259	6	2	
12						68		120	12		
13						69		147	10	6	
14						70		109	5	5	
15			3			71		159	9	7	
16						72		109	7	5	
17		442				73		187	6	10	
18						74		82	8	10	
19		16				75		143	8	13	
20		13				76		108	7	7	
21		535			1	77		185	5	23	
22		1			5	78		94	2	23	
23		33			26	79		130	2	19	
24		48			49	80		89	5	27	
25		531			81	81		179	12	39	
26		6			58	82		83	9	47	
27		46			78	83		91	4	41	
28		63			45	84		85	2	57	
29		230			46	85		123	12	62	
30		32			53	86		113	10	54	
31		436			30	87		176	5	58	
32		78			14	88		106	10	43	
33		229	1		18	89		128	6	33	
34		37			48	90		107	8	34	
35		493	2		24	91		139	8	35	
36		61			23	92		93	6	41	
37		206	1		17	93		103	15	35	
38		83			19	94		92	9	35	
39		540			16	95		122	14	48	
40		81	2		25	96		71	4	34	
41		173	8		16	97		79	4	49	
42		121			51	98		76	7	49	
43		543	4		36	99		105	5	32	
44		67	1		56	100		78	7	31	
45		166	14		42	101		92	3	25	
46		147	2		50	102		72	2	17	
47		511	2		67	103		83	2	13	
48		63	3		36	104		80	1	7	
49		135	5		15	105		71			
50		138	3		12	106		63		1	
51		461	18	2	3	107		77	1		
52		65	5			108		69			
53		143	7		1	109		61			
54		132	10	1		110		56			
55		386	20			111		67			
56		44	8			112		70			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
113		70			
114		58			
115		60			
116		65			
117		71			
118		60			
119		52			
120		56			
121		62			
122		57			
123		74			
124		86			
125		96			
126		90			
127		83			
128		107			
129		72			
130		80			
131		111			
132		96			
133		75			
134		119			
135		75			
136		98			
137		98			
138		98			
139		134			
140		142			
141		148			
142		201			
143		218			
144		244			
145		362			
146		365			
147		385			
148		368			
149		304			
150		282			
151		232			
152		149			
153		99			
154		79			
155		22			
156		1			
157					
158		2			
159		1			
160					
161		15			
人員計	人 0	人 19,554	人 455	人 1,100	人 1,061
平均 給料月額	円 0	円 324,591	円 388,679	円 421,015	円 447,985
人員総計	人 22,170	平均 給料月額	円 336,596		

その9 学校栄養職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10			1		
11			1		
12					
13					
14					
15				1	
16					
17			3	2	
18					
19				2	
20					
21			2	2	
22				1	
23			1	3	
24				3	
25					
26					
27			1	2	
28					
29					1
30					
31				3	1
32				1	
33			1		
34					1
35					
36				2	
37					
38				1	1
39				1	
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					1
52					4
53					1
54					
55					
56					
57					
58					1
59					
60					1

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
61	人	人	人	人	人
62					
63					2
64					1
65					
66					1
67					
68					1
69					1
70					
71					1
72					1
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					1
83					1
84					
85					24
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
人員計	人 0	人 0	人 10	人 24	人 46
平均 給料月額	円 0	円 0	円 246,220	円 282,360	円 379,435
人員総計	人 80	平均 給料月額 円 333,661			

その10 事務職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9	10					
10						
11		4				
12		2				
13	9	3				
14						
15	2	17		1		
16	1	3				
17	13	9	2	1		
18	1	2				
19	1	10	16	1		
20		4	1	2		
21	5	24	10			
22		4	5	1		
23	2	9	11	7		
24	1	4	2	2		
25	12	33	6	3		
26		3	5	1		
27	7	6	6	2		
28		3	3	2		
29	16	30	6	3		
30		4	6			
31	10	18	8	5		
32	1	6	14	1		
33	20	4	6	3		
34	2		1	2		
35	8	1	5	2		
36	1		2			
37	9		4	2		
38	2		6	1		
39	11	1	7	1		
40	1		2	1		
41	5		2	6		
42	1	1	1			
43			3	3		
44			1			
45	4		3	1		
46	1		2	3		
47	2		2	7		
48			1			
49			5	4		
50				1		
51	2		1	3		
52				7		1
53			2	6	1	8
54			2	3	2	33
55			4	7	1	34
56			1	3	3	20

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
57				1		3
58				2	1	4
59				10	2	
60				8	3	
61				1	3	5
62				4	3	10
63			1	7	5	1
64			1	8	2	1
65			1	1	5	
66				1	2	
67			1	5	4	
68				2	1	
69				4	1	
70				2	2	
71			1		3	
72				1	2	
73				5	5	5
74				1	4	3
75				2	3	1
76			1		4	
77					2	7
78					4	5
79						8
80				1	3	6
81					3	4
82					5	8
83					3	
84					6	
85				1		
86					5	
87					7	
88					8	
89					6	
90					3	
91					5	
92					7	
93					24	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
113	人	人	人	人	人	人
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
人員計	人 160	人 205	人 170	人 165	人 153	人 167
平均 給料月額	円 182,970	円 229,983	円 279,770	円 348,252	円 388,758	円 405,174
人員総計	人 1,020	平均 給料月額	円 302,537			

第5表 扶養手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		21,181 人
扶 養 親 族 の 種 類	配 偶 者	11,856
	子	28,434
	うち特定期間にある子	8,838
	父 母 等	1,630
手当受給者1人当たり平均扶養親族数		2.0 人
手当受給者1人当たり平均手当月額		19,029 円

(注) 現行の支給月額、配偶者は10,000円、子は1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合の1人目の子は10,000円)、父母等は1人につき6,500円(職員に配偶者及び子がない場合の1人目の父母等は9,000円)である。なお、「特定期間にある子」とは、扶養親族としての子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子を示し、当該子1人につき5,000円が加算される。

第6表 住居手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		11,256 人
	手当月額27,000円未満の受給者	2,184
	手当月額27,000円の受給者	9,072
手当受給者1人当たり平均手当月額		26,333 円

(注) 現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第7表 管理職手当の支給状況

区分 部局等	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当 月 額		
	知事部局等	部 長	副 部 長	課 長	副 課 長						人
県立学校等		校 長		教 頭		事務部長	事務長	3,863	69,336		
警察本部		参事官 警察署長	課 長 副 署 長	主席調査官	次 席						
受 給 者	29 人	1,379 人	381 人	1,890 人	9 人	48 人	127 人	3,863 人	69,336 円		

第8表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当 月 額
	km 100 未満	km 100 ~ 300	km 300 ~ 500	km 500 ~ 700	km 700 ~ 900	km 900 ~ 1,100	km 1,100 ~ 1,300	km 1,300 ~ 1,500	km 1,500 ~ 2,000	km 2,000 ~ 2,500	km 2,500 以上		
受 給 者	87 人	- 人	1 人	- 人	- 人	1 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	89 人	30,629 円

(注) 「100~300」は、「100km以上300km未満」を意味する(他の交通距離において同じ。)

第9表 再任用職員の給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	236		73	84	19	39	12	4	4	1	
公安職給料表	44				17	7	20				
研究職給料表	18		3	14	1						
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	13			5	1	2	5				
医療職給料表(3)	2			2							
教育職給料表(1)	514		514								
教育職給料表(2)	899		893			6					
学校栄養職給料表	1				1						
事務職給料表	42		25	17							
給料表計	1,769										
60歳	696										
61歳	513										
62歳	298										
63歳	159										
64歳	103										

- (注) 1 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)
 2 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の級については、3級を2級、4級を3級、5級を4級とそれぞれ読み替えるものとする(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	211		180	31							
公安職給料表	0										
研究職給料表	7		7								
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	16			16							
医療職給料表(3)	1			1							
教育職給料表(1)	689		663		26						
教育職給料表(2)	361		361								
学校栄養職給料表	0										
事務職給料表	0										
給料表計	1,285										
60歳	210										
61歳	272										
62歳	298										
63歳	268										
64歳	237										

第2 民間の給与等

平成29年職種別民間給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった平成29年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成29年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
2,261事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業によって27層に層化し、これらの層から481事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 集計

(1) 調査実人員

調査実人員は15,965人であり、うち行政職に相当するものは14,142人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は112,590人であり、うち行政職に相当するものは78,880人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事業所				
産業計	421	208	142	71
農業、林業、漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	17	9	4	4
建設業				
製造業	221	92	88	41
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業、運輸業、郵便業	58	39	13	6
卸売業、小売業	30	21	7	2
金融業、保険業				
不動産業、物品賃貸業	21	15	4	2
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	74	32	26	16

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が57所あった。
 2 調査対象事業所481所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた478所に占める調査完了事業所421所の割合(調査完了率)は、88.1%である。
 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(次表において同じ)。
 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第11表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
新卒事務員	大学卒	205,226 円	207,254 円	203,927 円	199,888 円
	短大卒	175,598	174,232	184,441	171,125
	高校卒	167,615	171,083	165,586	165,949
新卒技術者	大学卒	208,232	210,059	206,966	206,824
	短大卒	187,264	181,413	195,379	192,719
	高校卒	164,964	167,760	161,980	160,000
新卒事務員・ 技術者計	大学卒	206,366	208,134	205,413	201,968
	短大卒	180,460	177,150	190,015	178,303
	高校卒	166,655	169,550	164,286	165,278

- (注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にもみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第12表 職種別にみた給与額等

その1 職員給与と民間給与との比較職種

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)			
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長 工場長	77	52.1	716,405	447	715,958	構成員50人以上の支店 (社)又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9、10級 企業規模100人以上 500人未満 行政職7、8級 企業規模100人未満 行政職6、7級
	部長	752	52.8	657,148	5,573	651,575	2課以上又は構成員20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	次長	203	51.0	570,460	3,794	566,666	前記部長に事故等のあ るときの職務代行者 職能資格等が上記部の 次長と同等と認められ る部の次長及び部次長 級専門職 中間職(職能資格等が 部長と課長の間に位置 付けられる者)	同 上
	課長	1,660	49.5	557,557	9,463	548,094	2係以上又は構成員10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7、8級 企業規模100人以上 500人未満 行政職5、6級 企業規模100人未満 行政職5級

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	課長代理	459	46.7	495,335	37,190	458,145	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(職能資格等が課長と係長の間に位置付けられる者)	企業規模500人以上 行政職5、6級 企業規模100人以上 500人未満 行政職4級 企業規模100人未満 行政職4級
	係長	1,838	46.1	469,151	63,070	406,081	係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職3、4級 企業規模100人以上 500人未満 行政職3級 企業規模100人未満 行政職3級
	主任	1,659	42.4	404,657	59,852	344,805	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(職能資格等が係長と係員の間に位置付けられる者)	企業規模500人以上 行政職2級 (一部は3、4級) 企業規模100人以上 500人未満 行政職2級 (一部は3級) 企業規模100人未満 行政職2級 (一部は3級)
	係員	6,795	36.4	330,073	44,682	285,391		行政職1級

その2 その他の職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	た り 給 付 手 当 (B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	4	55.0	925,414	0	925,414	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	99	49.9	793,886	40	793,846	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	39	41.1	554,128	10,916	543,212	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	166	47.3	560,308	15,813	544,495	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	238	35.3	433,353	60,150	373,203	
	研究補助員	20	44.3	376,955	37,049	339,906	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	1	-	-	-	-	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	1	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	5	57.0	1,648,541	181,347	1,467,194	

(注) 調査実人員が2人以下の職種の平均年齢、平成29年4月分平均支給額については、数値の記載を省略した。

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	法 定 給 当 (B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	4	46.2	436,698	12,099	424,599	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	47	36.2	385,092	44,760	340,332	
	診 療 放射線技師	76	35.7	355,448	43,963	311,485	
	臨 床 検 査 技 師	78	36.1	298,350	19,879	278,471	
	栄 養 士	50	36.4	283,729	18,459	265,270	
	理 学 療 法 士	92	30.6	325,300	30,508	294,792	
	作 業 療 法 士	58	30.4	305,246	25,582	279,664	
総 看 護 師 長	3	50.4	627,269	85,810	541,459	部下に看護師長5人以上	
看 護 師 長	59	46.5	447,666	49,380	398,286	部下に看護師又は准看護師5人以上	
看 護 師	241	36.8	377,795	68,821	308,974		
准 看 護 師	127	47.1	353,194	53,789	299,405		

第13表 初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	項 目	新規学卒者 の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者 の採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			大 学 卒	24.4	(39.3)	
高 校 卒	15.7	(35.3)	(62.9)	(1.8)	84.3	

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 新規学卒者の採用の有無は、事業所で見えた場合の採用状況について集計したものである。
 3 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項 目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員		33.4	10.8	-	55.8
課 長 級		24.6	10.7	-	64.7

- (注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第15表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし		
			係 員	92.4	92.0		
課 長 級	78.3	77.9	23.3	7.1	47.5	0.4	21.7

- (注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第16表 定期昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	定期昇給				定期昇給 制度なし
	制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	94.0	(35.2)	(81.3)	(40.1)	6.0
課 長 級	82.6	(32.8)	(80.5)	(37.6)	17.4

(注) ()内は、定期昇給制度がある事業所を100とした割合で、複数回答である。

第17表 家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

家族手当制度 がある	配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況			
	配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者に対する家族 手当を見直す予定 又は見直すことにつ いて検討中	税制及び社会保障制 度の見直しの動向等 によっては見直すこ とを検討する	配偶者に対する家族 手当を見直す予定が ない
79.4	(86.7)	[11.3]	[10.0]	[78.7]

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,207 円
配 偶 者 と 子 1 人	18,983 円
配 偶 者 と 子 2 人	24,317 円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第18表 住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	55.7 %
支 給 し な い	44.3 %
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	30,000円 以上 31,000円 未満

備 考 県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第19表 特別給の支給状況

項 目	金 額 等	
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	367,714 円
	上半期 (A ₂)	369,264 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	815,658 円
	上半期 (B ₂)	805,724 円
特別給の支給割合	下半期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.22 月分
	上半期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.18 月分
年 間 の 平 均	4.40 月分	

(注) 1 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
2 年間の平均は、特別給の支給月数を0.05月単位で改定しているため、それに合わせて端数処理した月数を記載している。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.30月である。

第20表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
60.0	40.0	52.0	48.0	50.2	49.8

第21表 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位：%)

割 増 賃 金 率	適 用 従 業 員		(参 考) 適 用 事 業 所	
	割 合	累 積 割 合	割 合	累 積 割 合
31%以上	17.7	17.7	10.6	10.6
30%	16.5	34.1	15.4	26.0
29%	-	34.1	-	26.0
28%	-	34.1	-	26.0
27%	-	34.1	-	26.0
26%	-	34.1	-	26.0
25%	65.9	100.0	74.0	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第3 人事院勧告

第22表 人事院による報告及び勧告の概要

民間給与との比較																
月例給	<p>公務と民間の4月分の給与額を比較</p> <p>民間給与との較差 631円 0.15% [行政職(一)...現行給与 410,719円 平均年齢43.6歳] [俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分(注) 56円] (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分</p>															
ボーナス	<p>昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較</p> <p>民間の支給割合 4.42月(公務の支給月数 4.30月)</p>															
給与改定の内容と考え方																
<p><月例給></p> <p>1 俸給表</p> <p>(1) 行政職俸給表(一) 民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)</p> <p>(2) その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)</p> <p>2 本府省業務調整手当 給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ</p> <p>3 初任給調整手当 医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定</p> <p><ボーナス> 民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分 4.40月分 民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分</p> <p>(一般の職員の場合の支給月数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度 期末手当</td> <td>1.225月(支給済み)</td> <td>1.375月(改定なし)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.85月(支給済み)</td> <td>0.95月(現行0.85月)</td> </tr> <tr> <td>30年度 期末手当</td> <td>1.225月</td> <td>1.375月</td> </tr> <tr> <td>以降 勤勉手当</td> <td>0.90月</td> <td>0.90月</td> </tr> </tbody> </table> <p>[実施時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月例給：平成29年4月1日 ・ ボーナス：法律の公布日 			6月期	12月期	29年度 期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)	勤勉手当	0.85月(支給済み)	0.95月(現行0.85月)	30年度 期末手当	1.225月	1.375月	以降 勤勉手当	0.90月	0.90月
	6月期	12月期														
29年度 期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)														
勤勉手当	0.85月(支給済み)	0.95月(現行0.85月)														
30年度 期末手当	1.225月	1.375月														
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月														
給与制度の総合的見直し等																
<p>1 給与制度の総合的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施 																

- 55歳を超える職員（行政職俸給表(一)6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止
- ・平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

2 その他

- (1) 住居手当
受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討
- (2) 再任用職員の給与
再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討
- (3) 非常勤職員の給与
本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

公務員人事管理に関する報告

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応えていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

1 人材の確保及び育成

- (1) 多様な有為の人材の確保
民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開
- (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進
人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様な柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進
- (3) 人材育成
能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

2 働き方改革と勤務環境の整備

- (1) 長時間労働の是正の取組
超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが重要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援
- (2) 長時間労働の是正のための制度等の検討
各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討
- (3) 仕事と家庭の両立支援の促進等
指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進
- (4) 非常勤職員の勤務環境の整備
非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

第4 標準生計費

標準生計費の算定方法（平成29年4月）

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	...	食料
住居関係費	...	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	...	被服及び履物
雑費	...	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費	...	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、平成29年4月における全国の1人世帯の標準生計費に、同年4月の全国とさいたま市の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）の比率を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、家計調査（全国・勤労者世帯）における平成29年4月の費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考1）1人世帯の算定方法

$$1人世帯の標準生計費（さいたま市）= 1人世帯の標準生計費（全国） \times \frac{\text{費目別平均支出金額（さいたま市）}}{\text{費目別平均支出金額（全国）}}$$

1人世帯の標準生計費（全国）については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成29年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

（参考2）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成28年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第23表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成29年4月)

さいたま市

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	24,540	43,260	50,660	58,050	65,440
住居関係費	40,900	50,470	43,100	35,720	28,350
被服・履物費	2,360	5,910	7,690	9,470	11,260
雑費	85,190	115,170	158,690	202,250	245,780
雑費	7,090	20,650	22,380	24,120	25,850
計	160,080	235,460	282,520	329,610	376,680

第5 労働経済指標

第24表 労働経済指標

項目 年度 年月	きま っ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)				所 定 内 給 与 (調 査 産 業 計)						所 定 外 給 与 (調 査 産 業 計)	
	埼玉県		全国		埼玉県			全国			埼玉県	全国
	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	パート タイム 労働 者比率	金額	前年度比 前年同月比	パート タイム 労働 者比率		
	千円	%	千円	%	千円	%	%	千円	%	%	千円	千円
平成27年度	251.2	0.7	289.1	0.5	231.5	0.6		264.0	0.6		19.7	25.1
平成28年度	252.4	0.5	290.0	0.3	232.5	0.4		265.0	0.4		19.9	25.0
平成28年4月	256.4	0.6	293.8	0.5	235.4	0.5	37.1	267.6	0.4	25.1	20.9	26.3
5月	249.6	0.5	287.5	0.3	230.5	0.2	37.1	263.0	0.1	25.2	19.2	24.5
6月	252.9	1.2	290.3	0.0	233.3	0.8	36.5	265.7	0.1	25.4	19.5	24.6
7月	253.2	1.0	290.1	0.3	233.5	1.0	37.1	265.5	0.4	25.4	19.7	24.5
8月	251.2	0.7	288.3	0.3	231.7	0.7	37.3	264.3	0.5	25.3	19.5	24.0
9月	252.1	1.1	289.1	0.3	233.0	1.3	37.3	265.0	0.5	25.4	19.1	24.1
10月	253.4	0.9	291.0	0.4	232.9	1.2	37.2	265.6	0.5	25.4	20.5	25.4
11月	253.7	0.7	290.7	0.6	233.0	0.8	37.2	265.1	0.7	25.5	20.6	25.6
12月	252.4	0.6	290.7	0.5	231.6	0.5	37.6	264.9	0.6	25.8	20.8	25.9
平成29年1月	251.0	1.1	288.1	0.4	231.9	1.2	37.1	263.4	0.6	25.4	19.1	24.7
2月	250.2	1.4	289.3	0.3	230.1	1.7	38.1	264.1	0.3	25.5	20.0	25.2
3月	252.7	0.1	291.4	0.2	233.0	0.2	37.5	266.1	0.0	25.1	19.7	25.3
4月	259.5	1.3	295.0	0.3	238.6	1.4	36.5	268.9	0.6	24.9	20.9	26.1
5月	253.8	1.7	289.1	0.5	234.7	1.9	36.8	264.8	0.7	25.1	19.2	24.2

資料出所: ~ 県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」、総務省「家計調査」、
県統計課「消費者物価指数」、総務省「消費者物価指数」、日本銀行「企業物価指数」

- (注) 1 、 、 、 は平成27年平均=100(ただし、 の平成27年度については平成22年平均=100)とした指数を基礎としている。
2 ~ は事業所規模30人以上の数値である。
3 の平成27年度、28年度の欄は、それぞれ平成27暦年、28暦年の数値である。

総実労働 時間数 (調査産業計)		所定外 労働時間数 (調査産業計)		消 費 支 出 (名 目)								消費者物価指数		国内企業
				二人以上の世帯				二人以上の世帯のうち勤労者世帯				(総 合)		物価指数
				さいたま市		全国		さいたま市		全国		さいたま市	全国	
				金額	前年比 前年同月比	金額	前年比 前年同月比	金額	前年比 前年同月比	金額	前年比 前年同月比	前年度比 前年同月比	前年度比 前年同月比	前年度比 前年同月比
埼玉県	全国	埼玉県	全国	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	%	%	%
141.8	148.9	11.6	12.8	315.4	4.3	287.4	1.3	341.4	4.0	315.4	1.1	0.2	0.2	3.2
140.8	148.3	11.6	12.7	328.8	4.2	282.2	1.8	366.0	7.2	309.6	1.8	0.3	0.1	2.3
146.4	153.8	11.8	13.3	384.0	27.1	298.5	0.7	461.0	58.8	338.0	1.1	0.6	0.3	4.4
136.4	142.7	10.8	12.2	281.8	8.3	281.8	1.6	292.0	11.3	306.7	3.3	0.6	0.5	4.6
146.9	154.0	11.5	12.5	288.7	3.9	261.5	2.7	294.4	10.5	276.6	5.6	0.5	0.4	4.5
143.3	151.5	11.5	12.5	383.1	24.2	278.1	0.9	454.0	41.1	302.4	3.9	0.5	0.4	4.2
136.2	145.0	10.8	11.9	303.6	5.8	276.3	5.1	306.6	12.1	301.4	5.0	0.7	0.5	3.8
141.7	148.8	11.3	12.5	311.4	7.1	267.1	2.6	341.5	19.4	296.4	0.8	0.7	0.5	3.3
141.9	148.3	12.2	12.8	291.3	3.3	282.0	0.2	305.9	8.7	305.7	1.3	0.0	0.1	2.7
143.1	150.5	12.1	13.1	319.0	1.6	270.8	0.9	368.2	0.6	294.0	0.3	0.2	0.5	2.3
140.9	148.0	12.5	13.1	356.3	0.3	318.5	0.1	396.5	2.0	349.2	2.6	0.0	0.3	1.2
132.8	139.2	11.2	12.3	295.4	5.1	279.2	0.6	330.3	3.5	307.2	1.7	0.1	0.4	0.5
139.1	146.7	11.5	12.7	266.4	22.1	260.6	3.4	278.4	25.1	298.1	0.1	0.3	0.3	1.1
141.2	150.3	11.6	13.1	342.3	8.1	297.9	1.0	382.5	16.4	337.1	0.7	0.1	0.2	1.4
145.1	153.1	12.0	13.2	382.6	0.4	295.9	0.9	528.2	14.6	329.9	2.4	0.3	0.4	2.1
138.3	144.7	11.1	12.3	261.3	7.3	283.1	0.4	290.0	0.7	315.2	2.8	0.4	0.4	2.1



さいたまっち コバトン